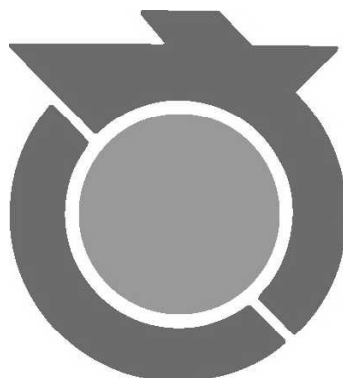


佐那河内村 過疎地域持続的発展計画

(令和8年度 ～ 令和12年度)



徳島県 佐那河内村

過疎地域持続的発展計画

(目次)

1 基本的な事項

(1) 佐那河内村の概況	1
ア 位置・地形・地質、自然、歴史的、社会・経済的諸条件の概要	1
1) 位置・地形・地質	1
2) 自然	1
3) 歴史的な概要	2
4) 社会的、経済的諸条件の概要	2
イ 過疎の状況	3
ウ 佐那河内村の社会・経済的発展の方向性	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
ア 人口	4
イ 人口の見通し	4
(3) 佐那河内村行財政の状況	6
ア 行財政の状況	6
イ 施設整備水準の現況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	13
ア 広域連携	13
イ 移住・定住	14
ウ 地域コミュニティ	14
エ 地域間交流の促進	15
(2) その対策	15
ア 広域連携	15
イ 移住・定住	16
ウ 地域コミュニティ	16

エ 地域間交流の促進	17
(3) 計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	18
ア 農業	18
イ 林業	19
ウ 商業・工業	20
エ 観光レクリエーション	21
(2) その対策	21
ア 農業	21
イ 林業	25
ウ 商業・工業	26
エ 観光レクリエーション	26
(3) 計画	28
(4) 産業振興促進事項	29
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	30

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	32
ア 道路	32
イ 交通	32
(2) その対策	33
ア 道路	33
イ 交通	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	35
ア 簡易水道	35
イ 農業集落排水	35
ウ 廃棄物処理施設	35
エ 消 防	36
オ 公営住宅など	36
(2) その対策	36
ア 簡易水道	36
イ 農業集落排水	37
ウ 廃棄物処理施設	37
エ 消 防	37
オ 公営住宅など	38
(3) 計 画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	40
ア 児童福祉	40
イ 子育て支援	40
ウ 保健衛生	40
エ 高齢者福祉	41
オ 障がい者福祉	41
(2) その対策	42
ア 児童福祉	42
イ 子育て支援	42
ウ 保健衛生	42
エ 高齢者福祉	42
オ 障がい者福祉	43
(3) 計 画	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	45
------------	----

ア 地域医療など	45
(2) その対策	45
ア 地域医療など	45
(3) 計 画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	46
ア 学校教育	46
イ 社会教育・生涯学習	48
(2) その対策	50
ア 学校教育	50
イ 社会教育・生涯学習	51
(3) 計 画	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	55

10 集落の整備

(1) 現況と問題点	55
ア 集落機能など	55
(2) その対策	55
ア 集落機能など	55
(3) 計 画	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	57
ア 地域文化の振興等の方針	57
(2) その対策	57
ア 地域文化の環境整備と人材育成	57
(3) 計 画	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	58

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点	58
------------	----

(2) その対策	59
(3) 計 画	59
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	59

1 3 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	60
ア 小さな拠点など	60
(2) その対策	60
ア 小さな拠点など	60
(3) 計 画	60
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	61

巻末 別表

事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	62
事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和8年度～12年度）	65

1 基本的な事項

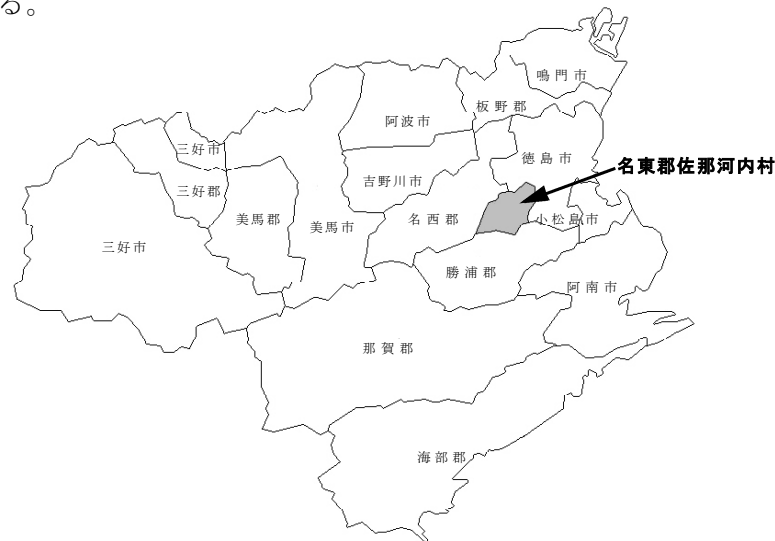
(1) 佐那河内村の概況

ア 位置・地形・地質、自然、歴史的、社会・経済的諸条件の概要

1) 位置・地形・地質

①位置

本村は徳島県の中東部に位置し、西北は名西郡神山町、南は轆轤山（標高972m）、旭ヶ丸（同1,019m）を分水嶺として勝浦郡勝浦町、上勝町に界し、東は徳島市に接している。総面積は42.28km²で、東西約9.5km、南北約4.5kmの平行四辺形の形状を呈している。



②地形・地質

本村は剣山山脈の東端に位置し、山脚に近くまた緩慢な傾斜面があつて、村の中央を東西に走る丘、中山丘陵が南北二溪に分けている。

旭ヶ丸に湧水源をもつ園瀬川が東流して、その流域には標高70mあたりに小盆地や小平地を形成している。

地質は、ほとんど古生代の地層で園瀬川沿いの一部に新生代の地層が少量分布している。北部には長瀬変成岩帯があり園瀬川以南は、塩基性火成岩類が相当広い部分を占め、その南に古生代二疊紀の秩父累帯の狭い地域がある。

土壌は、これらの地質構造により埴土、埴質礫土が大部分で、適度の腐蝕と保水力を持ち、酸性を呈している。

2) 自然

令和5年の本村の気象条件は、年平均気温17.6度と温暖であり、降水量は1,644mmである。降霜期間は12月～3月上旬で、降雪は余り見られない。毎年7月から10月にかけては台風が来襲することが多く、西南暖地型気象である。

3) 歴史的な概要

古い時代、阿波の国は粟(あわ)の国と長(なが)の国に分かれていたが、大化元年(645年)に始まる政治改革によって、次第に律令制が整えられ、この二つの国が合併して阿波の国となった。佐那河内は、合併前、長の国に属し、佐那県(さなのあがた)といわれていた。

長の国の国造の韓背足尼(からせのすくね)は、佐那河内に住んで長の国を支配していたといわれていて、この韓背足尼が祖先の神、御間都比古色止命(みまつひこいろとのみこと)を祭ったのが、本村のモノミ石地区にある御間都比古神社であるとの言い伝えがある。

「佐那河内」が、本格的に歴史に登場しはじめるのは鎌倉時代後期で、隣町の神山町にある勧善寺の大般若経(県指定文化財)に「佐那河内主蓮寺／嘉慶2年(1388年)」との記載のあることが確認されている。また、元徳3年(1331年)に建立された地藏画像板碑や城跡などが、本村の歴史の古さを今に伝え残している。

千年以上の歴史があり、明治22年10月1日の町村制施行から変わらないのは、徳島県内で佐那河内村だけとなった。

4) 社会的、経済的諸条件の概要

昭和39年新産業都市徳島地区、46年徳島東部地区広域市町村圏、48年振興山村、平成23年徳島東部地域定住自立圏などの指定を受け、農業基盤整備を中心に山間農業の振興に努めてきた、県下唯一の一郡一村である。

昭和62年以降農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業、第三期山振事業、簡易水道施設整備事業等に取り組み、農業基盤及び生活環境基盤の整備を重点的にを行い、定住できる環境づくりを推進してきた。

平成4年度に「うるおいのある住みよい村、生きがいのある村」をめざして村農業集落排水総合対策計画を策定し、村内全域で農業集落排水の整備を進めてきた。寺谷、中辺、仁井田、嵯峨、宮前地区と整備を進め、平成16年度に最終予定地区である高樋地区が完成した。この施設の完成により、村全体の75%が整備され浄化槽整備と併せると92.4%の整備率となった。農業集落排水事業の対象区域外では、引き続き合併浄化槽の普及推進による水質浄化を進めている。

中山間地域であり、少子高齢化が急速に進んでいる状況であることから、情報通信施設の整備は急務と考え、平成16年度に防災行政無線のデジタル化、更には神山町と連携してネットワークインフラの整備を行った。この整備により高度情報通信社会に対応し、双方向の住民サービスの提供、産業や教育での活用、町村間・地域間交流が可能となった。

平成22年度に老朽化した小学校と中学校を一体型で新築することにより、貴重な村有地の有効活用を図る基盤集約を行った。また、過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）を活用した高齢者等外出支援事業など、公共施設の老朽化対策や地域で抱える少子高齢化などの課題解決に繋げている。

令和3年度に、新庁舎を旧佐那河内中学校跡地で整備し、行政、防災、住民交流の拠点として持続可能な村づくりを推進している。

イ 過疎の状況

令和2年国勢調査による本村の人口は、2,058人であり、昭和40年の4,333人と比較し52.5%もの大幅な減少となり、減少傾向に歯止めがかからない状況が続いている。若年者比率においても22.5%から7.2%と人口に占める割合が減少していく一方、高齢者比率は9.6%から47.9%と大幅に増加している。平成2年に過疎地域の指定を受け、産業の振興や交通通信網の整備、生活環境整備などの施策に取り組んできたが、人口減少、少子高齢化の進行に歯止めをかけるには至っていない状況である。

人口減少の主な要因としては、基幹産業である第一次産業の低迷や、地場産業や企業による新たな雇用が安定しないことが中・高・大卒者の村外流出に拍車をかける大きな要因と考えられるため、地元での安定した雇用の場の創出が急務となっている。

このことから、基幹産業である農業の振興、地産企業の育成・支援、事業所の誘致などの取組みが求められている。

ウ 佐那河内村の社会・経済的発展の方向性

人口減少や少子高齢化に加え、DX化の急速な進展、新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化など、地方を取り巻く社会経済情勢が大きく変容する中、本村は県庁から30分、徳島阿波おどり空港から50分余りで来ることができる経済的な立地条件の良さを活かし、地域固有の資源を活かした個性ある村づくりを進めていくことが求められている。

このため、基幹産業である農業の更なる魅力向上をめざし、「さくらももいちご・すだち・ゆず」などの特産物の生産振興や担い手の育成・確保、豊かな自然や里山風景など、多様な地域資源や観光資源を活かした域外へのPR活動を通じ、本村の持つ魅力を発信し続けていくことが重要である。こうした取組みを通して、産業及び観光業を盛り上げ、企業を誘致し、それに伴う雇用の創出や所得の向上を図り、村の活性化につなげるよう努める。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人 口

本村の人口は昭和55年3,828人、同60年3,644人、平成2年3,467人と比較的ゆるやかな減少であったが、平成7年には3,245人、平成12年には3,016人、平成17年には2,800人、平成22年には2,588人、平成27年には2,289人と近年は減少率が增大している。また、昭和55年以降の人口動態をみれば、自然動態は死亡が出生を上回っており、社会動態でも転出が転入を上回る状態にあることから、人口流出が依然として続いており、そのため少子高齢化に拍車がかかるものと考えられる。

このような状況下では、農業集落の生産活動をはじめ生活活動、保安活動に支障をきたし、ひいては農山村機能の維持にまで重大な影響を与えかねないといえる。従って、活力ある村づくりの第1課題として、特に年少人口と生産年齢人口を中心とした定住対策を講じ安定化を図る必要がある。〔表1-1(1)参照〕

イ 人口の見通し

めざすべき人口の方向性として、徳島県が策定した「とくしま人口ビジョン」の出生率の推計を基に、移住者を獲得した際の推計を行った結果、Uターン、Iターンなどによる移住（転出抑制を含む）によって子育て世代を獲得できれば、小・中学校の各学年の人数の減少はかなりくい止めることができることがわかった。子育て世代が毎年5～6組ほど転入することで、将来的な児童・生徒数や高齢化率の低減に大きく寄与することができると考えられる。

このため、令和7年4月に策定した佐那河内村総合計画（以下「総合計画」という。）では、合計で年間5組ずつの子育て世代の移住受入れを目標とし、さらに、リタイア世代を年間2組ずつ受け入れることで、2040年に1,800人、2060年には1,600人の人口維持を目標として定めている。

表 1 - 1 (1)

人口の推移 (国勢調査)

区分 \ 年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	実数	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数 (人)	4,333	3,955	3,874	3,828	3,644	-5.0%	3,467	-5.1%	3,245	-6.8%
0歳～14歳	1,101	824	715	691	674	-2.5%	570	-18.2%	437	-30.4%
15歳～64歳	2,817	2,673	2,625	2,512	2,329	-7.9%	2,179	-6.9%	1,959	-11.2%
うち15歳～29歳 (a)	973	873	831	692	541	-27.9%	477	-13.4%	464	-2.8%
65歳以上 (b)	415	458	534	625	641	2.5%	718	10.7%	849	15.4%
若年者比率 (a) / 総数	22.5%	22.1%	21.5%	18.1%	14.8%	—	13.8%	—	14.3%	—
高齢者比率 (b) / 総数	9.6%	11.6%	13.8%	16.3%	17.6%	—	20.7%	—	26.2%	—

区分 \ 年	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数 (人)	3,016	-7.6%	2,800	-7.7%	2,588	-8.2%	2,289	-13.1%	2,058	-11.2%
0歳～14歳	336	-30.1%	247	-36.0%	220	-12.3%	194	-13.4%	163	-19.0%
15歳～64歳	1,724	-13.6%	1,589	-8.5%	1,384	-14.8%	1,107	-25.0%	909	-21.8%
うち15歳～29歳 (a)	412	-12.6%	373	-10.5%	274	-36.1%	199	-37.7%	148	-34.5%
65歳以上 (b)	956	11.2%	964	0.8%	984	2.0%	988	0.4%	986	-0.2%
若年者比率 (a) / 総数	13.7%	—	13.3%	—	10.6%	—	8.7%	—	7.2%	—
高齢者比率 (b) / 総数	31.7%	—	34.4%	—	38.0%	—	43.2%	—	47.9%	—

1 - 1 (2)

今後の人口予測 (佐那河内村総合計画より)

	年度	総人口	高齢化率
実績	平成17年	2,800	38.0
	平成22年	2,588	43.2
	平成27年	2,289	46.9
	令和2年	2,058	48.2
	令和7年	1,829	46.1
予測	令和12年	1,620	43.8
	令和17年	1,416	42.2
	令和22年	1,212	40.5
	令和27年	1,036	39.4
	令和32年	877	38.0

(3) 佐那河内村行財政の状況

ア 行財政の状況

本村の財政規模は、過去の歳出決算で比較すると、平成22年度と平成27年度では0.62倍、およそ24.2億円、平成27年度と令和2年度では1.29倍、およそ31.3億円となり、大規模事業等の有無により増減に年度ごとの幅がある。

この間、地方自治体では、平成27年の熊本地震や平成30年の西日本豪雨を始めとした大規模災害、喫緊では新型コロナウイルス感染症を遠因とした物価高騰対策といった緊急対策事業と対応すべき課題が山積し、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

こうした中、自主財源に乏しい本村では、主たる歳入を地方交付税に頼らざるを得ず、令和2年度決算では歳入の35.8%を占め、これに国庫や県支出金、村債などを加えた依存財源総額では全体の67.6%になる。また、自主財源である村税については、基幹産業である農業において生産者の高齢化等により就業人口が減少するとともに、耕作面積や収穫量も減少し、令和2年度決算では5.2%と低い歳入構成となっている。このため、積極的な自主財源の確保と、地域経済の活性化、本村の魅力をPRすること等の副次的な効果も期待できるものとして、ふるさと納税に期待するところは大きい。

一方、歳出面では、年度ごとに多少の増減はあるが、義務的経費が約3～4割、投資的経費が約1～2割、その他経費が約4～5割の比率でおよそ推移している。また、実質公債費比率は、平成20年度決算で23.2%と県下一の高率となったが、比率改善にむけた起債発行の抑制と公的資金補償金免除繰上償還などの取組みにより大幅に改善され、令和2年度では類似団体の公債費比率が7.5%のところ4.9%と低水準になっている。

財政の指標となる各種数値を示すと次のとおりである。〔表1－2（1）参照〕

表 1 - 2 (1)

村財政の状況

単位：千円

区分	年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和 2 年度
歳入総額	A	3,049,304	2,830,707	4,028,322	2,520,691	3,698,743
経常一般財源		1,630,257	1,458,775	1,680,561	1,606,593	1,493,817
国庫支出金		217,274	182,136	959,086	152,766	452,981
都道府県支出金		302,226	552,216	312,864	164,253	105,294
地方債		557,950	363,150	473,650	172,776	519,185
うち過疎債		166,500	220,100	349,600	70,700	153,800
その他		341,597	274,430	602,161	424,303	1,127,466
歳出総額	B	2,927,351	2,767,191	3,895,488	2,418,447	3,126,218
義務的経費		990,242	1,092,037	1,054,776	957,326	906,473
投資的経費		1,128,594	983,331	1,638,386	301,433	723,532
うち普通建設事業		1,093,872	718,115	1,598,787	247,121	678,971
その他		808,515	691,823	1,202,326	1,159,688	1,496,213
過疎対策事業費（再掲）		485,941	460,235	264,712	99,753	157,211
歳入歳出差引額	C(A-B)	121,953	63,516	132,834	102,244	572,525
翌年度へ繰越すべき財源	D	48,622	10,109	53,300	43,040	473,278
実質収支	C-D	73,331	53,407	79,534	59,204	99,247
財政力指数		0.14	0.16	0.15	0.15	0.17
公債費比率		11.7	15.9	9.0	—	—
実質公債費比率		—	20.3	17.7	6.8	1.0
起債制限比率		9.5	9.9	5.0	—	—
経常収支比率		79.4	89.6	70.3	73.2	79.2
将来負担比率		—	—	—	—	—
地方債現在高		4,262,607	4,233,286	2,883,523	1,748,407	1,688,429

◎ 経常収支比率

平成4年度は58.5%と非常に低い状況であったが、公債費、人件費等の増大により年々増え続け、平成16年度には94.5%まで上昇した。その後、総人件費改革など、行財政改革を積極的に推進したことや、交付税などの増額により数値は徐々に改善され、平成22年度決算では、70.3%まで回復した後、近年は80%前後を推移していおり、令和2年度は79.2%となっている。

役場新庁舎建設工事に係る、大型の地方債については計画的に早期の繰上償還を行い公債費の抑制に努めている。本村は国からの財源に大きく依存する財政構造であることから、逼迫した国の財政状況が直接的に影響されることを憂慮する。加えて、少子高齢化に伴う労働人口の減少により、経常一般財源の著しい伸長は期待できないことから、今後も総額人件費の抑制をはじめ、物件費・補助費など徹底した経費節減に努めなければならない。

◎ 実質公債費比率

平成17年度決算より算定された比率で、分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求める。従来と異なるのは、分子の元利償還金に簡

易水道や集落排水の公営企業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や、P F I や一部事務組合との公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入して求められる比率となる点である。

この実質公債費比率が18%を超えると、地方債協議団体から起債に許可が必要な地方債許可団体に移行することになり、25%を超えると単独事業の起債が認められない起債制限団体となる。なお、令和2年度決算における比率は1.0%である。

今後の大型公共事業としては、村内の公共施設の長寿命化のための大規模改修や修繕、農業集落排水施設の統合事業及び、少子高齢化対策や村の魅力発信など多種機能の連携を図る地域拠点の整備などの課題が山積しているが、事業の効率化や必要性を検証し公債費の抑制に努めなければならない。

イ 施設整備水準の現況

これまで、道路や簡易水道、農業集落排水などの公共施設の整備を図ってきた結果、村道の改良率は、令和5年度で33.1%、舗装率は86.9%と年々改善している。水道普及率、水洗化率も若干の変動はあるが年々改善され、特に水洗化率は農業集落排水事業の推進によって大幅に県の平均を上回っている。〔表1－2（2）参照〕

これらの公共施設は、生活の基盤となるものであり、住民生活の安全・安心の確保や若者などの定住促進を図っていくためには、今後も整備を進める必要がある。加えて、安全で強靱な村づくりに向け、戦略的な維持管理・更新などにより長寿命化を図らなければならない。

表1－2（2）

（4）地域の持続的発展の基本方針

主要公共施設等の整備状況

区分 \ 年度	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和5 年度末
市町村道改良率（%）	2.1	6.3	12.9	27.0	31.8	33.1
市町村道舗装率（%）	0.4	35.4	70.2	86.7	86.4	86.9
耕地1ha当たりの農道延長 (km)	27.8	78.1	37.7	0.0	0.0	0.0
林野1ha当たりの林道延長 (km)	13.9	29.0	45.6	10.2	0.03	0.02
水道普及率（%）	14.1	83.7	87.6	86.6	82.3	94.0
水洗化率（%）	—	—	24.2	72.7	91.3	96.2
人口千人当たりの病院・診療 所の病床数（床）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

現在、本村は、基幹産業である農業従事者の高齢化や、担い手・後継者不足、人口減少や少子高齢化問題による現役世代の負担感の増大など、長年にわたり多くの課題に直面している。また、自主財源が乏しく、計画的に安定した財源を確保することが非常に困難な状況が続くなか、持続可能な村づくりを進めてきた。

これまで、平成18年に策定した「第4次佐那河内村総合計画」、次に平成27年に策定した「佐那河内村地方創生総合戦略と人口ビジョン」を基本的指針とし、平成22年に過疎地域自立促進計画を策定のうえ、産業の振興や交通通信網の整備、生活環境整備などの様々な施策を講じることにより、誰もが安心して暮らせる環境を整え、次の村を担う子どもを安心して生み育てていくことのできる活力と元気あふれる村づくりに取り組んできた。

しかしながら、人口及び生産年齢人口は減少の一途を辿り、少子高齢化に歯止めをかけるには至らず、過疎化は依然として進行し続けており、今後も地域産業の更なる維持・育成、常会や地域コミュニティの存続、経済活動への影響が懸念される。

このような状況に鑑み、本計画は、令和7年4月に策定された「総合計画」の『豊かな未来に向かって つづくむら宣言 さなごうち』を基本理念とした基本方針により、総合計画策定時の策定委員会や住民意識調査による地域の実情や抱える課題、住民の意向などを反映のうえ、以下を重点的に推進することにより地域の持続的発展を図るものである。

○ 協働の村づくり

常会等を通して、住民ニーズの政策への的確な反映を推進するとともに、村政情報の共有による共通認識のもとに、政策形成段階から住民参画を推進することによって、住民や各種団体、行政等の連携による協働の村づくりを進めます。

○ たすけあいの心を未来につなぐ人権の村づくり

いにしえより続く、お互い様の心を将来につなげる取組みとして、男女共同参画やノーマライゼーションの推進による、心のバリアフリー化と、人権を大切にする村づくりを進めます。

○ 安心して暮らせる村づくり

子どもから高齢者までの幅広い世代、障がいのある人などが、健やかに元気で暮らすための福祉・保健・医療の充実や、共生社会の実現に向けた公共施設へのユニバーサルデザイン導入、近年全国で頻発する自然災害への対応など、村民が安心して暮らせる村づくりを進めます。

○ 生き生きとした魅力あふれる村づくり

これまで大切に受け継がれてきた豊かな自然や農林産物、伝統、文化などの

地域の財産を活用して、移住・定住や産業振興、学校教育の充実、地域活性化を推進し、みんなが元気で生き生きとした魅力あふれる村づくりを進めます。

○ 広域的視野に立った村づくり

多様化する住民ニーズや生活圏の広域化に対応するため、近隣及び関係市町との連携強化による広域行政の推進を図るとともに、広域業務に適応する分野の行政事務の拡大を図り広域行政施策を推進するなど、広域的視野に立った村づくりを推進します。

○ 国や県等との連携による効率的かつ効果的な村づくり

村の将来像の実現に向け、国や徳島県、その他の地域計画との連携を図りながら、効率的かつ効果的な村づくりを推進します。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

（４）の基本方針に基づき、次の５つの目標を掲げ、計画期間内に達成すべき基本目標とします。

１）快適で安心して暮らせる村をつくります

道路、住宅、水道・農業集落排水、公園などの生活基盤は、社会情勢や住民ニーズを反映しながら計画的に整備を進めたことで、ほぼ一定の整備水準に達しているものと考えられます。

また、自然環境の保全や美化意識の高まりとともに、資源リサイクルやごみの減量化、農村景観の形成など、自然環境と生活環境が共生する村づくりを進めてきました。

今後は、これまでに整備した社会資本の質的な向上や、住民の暮らしの質や生活環境の安全性の向上を図るとともに、公共施設の適切かつ計画的な維持管理や効率的な運営に努めます。

また、豊かな自然環境や農村景観など、恵まれた資源の適正な管理と維持保全に努めるとともに、住民・関係機関・行政が連携し、一体となって快適な環境づくりを推進します。

２）健康でひとに優しい村をつくります

少子・高齢化の進展、人口減少社会の到来は、現役世代の負担感の増大や、社会活力の低下など、成熟した社会の継承や地域社会の形成に大きな影響を及ぼしています。

また、公的な福祉サービスは、画一的なサービス提供から、サービスを必要とする人が、自ら選択し自己決定できるニーズ対応型のサービス提供に変わり、

地域住民が自ら参画し、身近な住民同志の支え合いや助け合い、つながりを大切にする、地域福祉コミュニティを形成するための支援が必要となっています。

このようなことから、誰もが住み慣れた地域で、安心して共に生きることができる地域福祉の体制や、健康で安心して暮らせる社会的環境づくりを進めます。

また、今後も少子・高齢化は進むことが見込まれるため、子育てのしやすい環境づくりを進めるとともに、社会的な援護を必要とする人に対する支援や、元気に老いを楽しみ社会に貢献できる環境づくりに努めます。

3) ひとが生き生きと学び続ける村をつくります

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、幼児教育・養護や義務教育課程、生涯学習や文化活動など、教育のあり方や、自ら学ぶ意識、環境は大きく変化しています。

思いやりの心を持ち、柔軟に、たくましく、主体的に生きる力を育むため、地域の特色を生かした教育環境の整備や、自主的に学ぶ生涯学習の環境づくりを進めるとともに、次代の担い手となる人材の育成に努めます。

また、子どもたちの健やかな成長に向けて、生きる上での基本である食の大切さを学ぶとともに、生活の営みに培われた歴史や民間活力を生かした地域文化の伝承・発展に努めます。

4) 産業が元気で生き生きと働ける村をつくります

基幹産業の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や、担い手・後継者不足などの問題がますます深刻化するとともに、産地間競争の激化や、環境対策、機械の大型化などによる投資コストの増大などにより、一層厳しさを増しています。

また、消費者ニーズの多様化やインターネットによる通信販売の普及など、商業を始めとする地域経済全体が厳しい状況となっています。

このようなことから、産業基盤の整備や農産物のブランド化、経営体質の強化、担い手の育成・確保に努めるとともに、環境に配慮した生産活動や支援システムの構築など、基幹産業としての農業を中心に、産業の持続的発展に努めます。

また、農村景観や多様な地域資源、歴史や文化を活かしながら、農業・商業・観光などが連携した産業振興に努めます。

5) 参画と協働で支え合う村をつくります

人口減少や第4次産業革命などにより、社会・経済情勢が変化していく中で、村が直面する様々な地域課題を解決していくためには、住民が村づくりの担い手として主体的に参画し、住民と行政が協働して進むべき方向を決定し、地域の運

営を行っていくことが求められています。

また、持続可能な自治体経営を実現するためには、行財政改革を積極的に進め、効率的な行財政運営を進める必要があります。

このようなことから、住民や地域が性別によらず、誰もが対等な関係で村づくりの担い手として参画できる環境づくりを進めるため、村づくりに関する情報提供を的確に行い、村づくりの様々な分野で住民が参画する機会の確保に努めます。

今後ますます厳しい財政状況が見込まれることから、安定した行財政基盤の確立に努めます。

本計画の基本方針に基づく基本目標は次のとおりとする。

目標指標	基準値(見込) 令和7年度	目標値 令和11年度	単位	備考
Ｕターン者数	1 →	3	組／年	
子育て世代の転出数	2 →	0	組／年	
子育て世代の転入数	2 →	5	組／年	
空き家バンク登録数	0 →	2	件／年	
起業者数	0 →	2	件／年	
新規就農者数	2 →	2	人／年	
ふるさと納税寄附金額	8,662 →	10,000	万円／年	
婚姻件数	3 →	3	組／年	
待機児童数	0 →	0	人／年	
常会と行政との意見交換会の実施	1 →	1	回／年	

※基本目標については村の総合計画及び地方総合戦略とリンクしているため、K P I は令和11年度に設定している。今後、12年度までのK P I 策定後、変更を行う。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、計画期間満了後の令和13年度において議会へ報告することとする。なお、（５）の地域の持続的発展のための基本目標数値は、地方創生総合戦略を元にあげられており、地方創生総合戦略のK P I については、毎年度、佐那河内村事業検証委員会で達成度を検証・評価している。

（７）計画期間

計画期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までの５カ年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画は、本村の所有する各公共施設の管理状況が記載されているものであり、本計画における各事業の対象となっている公共施設も記載されていることから、過疎対策事業債活用の前提としての本計画との整合性は取れているものである。

また、今後も人口の減少が続き更に少子高齢化が進むことにより、財政基盤が極めて厳しい状況になることを想定し、公共施設等の今後のあり方として長期的な視点を持って、「現状維持」、「更新（建替え）」、「統廃合」、「長寿命化」に対応した公共施設の管理に関する基本方針を定めるものである。

今後、過疎地域の持続的発展に取り組むにあたり、老朽化した公共施設の更新や改修の時期を迎えることによる多額の財政需要が見込まれる状況にあるが、人口減少や少子高齢化が進むことに伴う社会構造や住民ニーズの変化も考慮しなければならず、それに合わせた公共サービスのあり方を見直す必要性にも迫られている。

本計画においても、「佐那河内村公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえ、施設類型ごとの特性を考慮し、将来見込まれる財政規模の変化に応じた施設保有量の適正化や次世代負担を見据えた施設マネジメントといった長期的視点を持ち、整備の必要性を十分に検討のうえ、「更新」、「統廃合」、「長寿命化」に配慮した計画を策定することにより、持続可能な行財政運営を前提とした計画を推進する。

２ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

ア 広域連携

徳島東部圏域は、吉野川や勝浦川などの沖積平野に市街地が形成され、東部は紀伊水道に臨み、南部は山々の緑を背にした自然豊かな地域である。また、温暖な気候と豊かな水に恵まれ、阿波おどりや藍産業に代表される魅力的な伝統文化を育みながら、阿波の政治・経済の中心として栄えてきた。

近年では、京阪神高速ネットワークとの接点となる四国横断自動車道が徳島ＩＣまで開通（平成27年３月）するとともに、徳島ＪＣＴ以南の区間でも着々と準備が進められる（徳島沖洲ＩＣ～徳島津田ＩＣ間は令和３年３月開通）など、高速道路

網の発達に加え、徳島阿波おどり空港及び重要港湾である徳島小松島港など陸・海・空の広域交通体系が整備され、経済、観光、文化などの分野に幅広い効果を生み出している。

このように、交通網の整備等により、圏域住民の交流が活発化され、通勤・通学や買い物、医療、福祉など日常生活の結びつきがますます強まる一方で、若者などを中心に都市圏への人口流出に歯止めがかからず、少子高齢化の進行ともあいまって、人口減少が加速される状況に陥っている。こうした状況が続くと、地域の活力が失われ、雇用の場や生活関連サービスの水準を維持していくことが困難となることが予想されることから、人口減少及び少子高齢化に対応したまちづくりを進めるとともに、社会を支える世代の定住を促進させることが、これからの課題である。

イ 移住・定住

新たな人の流れを創り、移住・定住の促進を図るためには、交流人口である来村者や、本村への強い想いを寄せてくれる関係人口（ふるさと住民票®）を創出し、密接な内外関係を築いた上で、本村への移住希望者を増やす取り組みが必要である。そのためには、本村の豊かな自然やすばらしい農村景観、大川原高原などの「村の魅力」を更に高め、域外へ発信し続けることが重要であるため、その体制の構築が急がれる。

また、本村の産業は農業が中心であり、他に就職先が無いために新規に転入する世帯は少ない。今後、交流人口が少ないまま人口が減少すれば、産業の後退などにより、地域全体の活力が低下し、交通手段、医療・福祉、生活環境などの住民生活が維持できなくなる可能性がある。

さらに、近年、全国的に問題となっている空き家の増加については、本村では、まだまだ少ないが、今後増えていくと思われ、敷地内のごみの散乱や家屋の倒壊の危険性、強風の際には屋根や外壁の飛散等による近隣住民への直接的な被害も危惧しており、周囲の景観及び住環境への様々な問題を引き起こしかねない。

また、空き家の増加が地域活力の低下を招くことにより地域コミュニティの維持が困難となるなど、過疎地域の振興を目的とした定住促進に悪影響を及ぼすため、早急な対策が必要である。

ウ 地域コミュニティ

本村には『常会』という毎月1回の各地域における集会がある。常会では、行政やJ A、地域行事の連絡事項や相談、地域におけるごみの分別やごみステーションの清掃などの生活環境を向上させる活動や災害時における相互協力など、地域コミ

ユニティ活動の核として、重要な活動を行っている。またそのほかにも、地縁組織として講中や名中などの組織もあり、村の住民活動は活発に行われている。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展、プライバシー意識の高まり、価値観の多様化がもたらす地域への愛着・帰属意識の低下等により、近年はその組織への加入率の減少が見られ、また、組織内の高齢化がもたらす運営力の低下が問題となっている。

今後も人口減少や少子高齢化は続くものと想定されており、各組織の更なる減少が懸念されるため、早急な対策が必要である。

エ 地域間交流の促進

農山村でゆったりとしたひとときを過ごししながら、地域の自然、文化・暮らし、人々との交流、体験を楽しむ事及び地方への移住を希望する都市住民が増加している。

これまで、新たな地域活性化を手がかりにしたねらいから、住民の自主的な取組みとして、しゃくなげ市、佐那の里、果樹オーナー制度、交流イベント等を行い都市との交流による村づくりを図っている。加えて、中央運動公園を有効活用し、村民だけでなく各種スポーツ活動等を通じた交流の場ともなっている。

人口減少の克服や地方創生の加速に向け、移住・交流の促進がますます重要となっている。

(2) その対策

ア 広域連携

わが国は、出生率の低下と高齢化の進展により、地方圏のみならず三大都市圏においても人口が減少するなど、本格的な人口減少社会の到来を迎えており、さらには、産業・経済のグローバル化など、社会情勢も大きく変化してきている。

このような中、最も住民に近く、生活に密着した市町村においては、自治体自らの判断と責任により地域の様々な課題に取り組み、地域全体の魅力を高め、定住人口の減少を抑えていくことが重要となってきた。

しかし、今後のまちづくりを考えるに当たって、これまでのようにすべての市町村においてフルセットで生活機能を整備するには限界がある。そこで、本圏域においても、それぞれの地域が知恵を出し合い、今まで以上に連携及び協力をするすることで、都市機能の集約的な整備や生活機能の確保を図り、圏域を一体的に発展させることが必要となる。

こうしたことから、「徳島東部地域定住自立圏」を形成し、圏域の各市町の地域

特性を互いに尊重しながら、共通する課題の解決と圏域の活力を高めていくための取組みを着実に実行することで、みんなが安心して暮らし続けたいと思える、潤いと賑わいのある魅力あふれる圏域の創造を目指す。

イ 移住・定住

今後、地域との関わりを持つ人材を確保していくことが重要であることから、交流人口の増加及び関係人口の創出を図り、本村に対する愛着の醸成を促し、移住・定住希望者の増加に繋げていくためにも、移住交流センターでの、インターネットを活用した移住・定住情報の提供及び相談窓口を促進し、さらなる機能充実を検討する。

空き家問題については、空き家バンク制度の周知を進めることにより、登録物件の増加を図り、空き家の利活用のための村内利用希望者や村外からの移住希望者との連絡調整等を行い、管理が行き届いていない空き家の所有者に対しては、物件提供意向の把握や適正管理に向けての助言・指導を行うことにより、増加傾向にある空き家の有効活用及び良好な住環境の維持に努める。

ウ 地域コミュニティ

常会など集落での暮らしに欠かせない地縁組織を維持していくことが出来なくなると、担い手がますます減り耕作放棄地が増え、農村景観の消滅が心配される。

本村での過疎対策は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、生活環境におけるナショナルミニマムを確保するための生活基盤整備のハード事業及び住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現のためにソフト事業に取り組んできた。

しかし、現状は、急激な人口減少や地域社会の崩壊を緩やかにする一定の成果があがっているが、依然として都市部との格差は拡大するばかりである。人口減少は相変わらず続き、過疎化の進行と共に高齢化も進み、就業人口の減少とすべての産業において労働力不足となっている。また、小・中学校の児童・生徒も減少し、数少ない若者をいかに村内に留めるかが大きな課題である。加えて、新しい力としての移住者獲得など人口増加に向けた取組みが急務となっている。

この課題解決のために、農村の特性を活かした総合的かつ計画的な対策を積極的に推進する。また、地域コミュニティの必要性や有用性の働きかけ、地域の調整役や若手リーダーの発掘・支援、または、地域おこし協力隊の活用などの人材育成にも努める。

エ 地域間交流の促進

本村は、豊かな自然環境や美しい農村景観、独自の地域コミュニティや伝統文化など、都市とは異なる価値を有している。過疎地域と都市部との共生・互恵関係を重視しながら、これまで以上に都市住民との連携・交流を推進していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住			
		定住促進住宅整備事業	村	
		定住促進住宅用地等造成事業	村	
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 人材育成			
		緑のふるさと協力隊連携事業	村	
		地域おこし協力隊連携事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

中山間地域に位置する本村の農業は、その地理的条件から有害鳥獣による農作物被害が多く、また農業者の高齢化や担い手不足に伴い傾斜地等の条件不利地を中心に耕作放棄地が増加するなど生産力が低下している状況下であり、中山間地域における生活に根ざした持続可能な発展に向けた取組みが求められている。

このような状況において、国は持続可能な開発目標（SDGs）に関連して食料の安定供給の確保を目指し、新たな価値の創出による需要の開拓や国際的な市場での戦略的な開拓、先端技術の活用による生産性の向上などを目標とし、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、農業経営の安定化に向けた取組みの推進等、農業の持続的な発展や農村の振興の必要性を示している。

農業が基幹産業である本村においても、こうした農業を取り巻く情勢の著しい変化に柔軟に対応する上で、地域の特性を十分に活かした特徴ある農業振興を図り、次世代の担い手の育成および確保に努めるとともに、自然環境と社会生活との調和を目指した持続可能な農業構造の実現に向けた諸施策を展開していく必要がある。

1) 本村の農業構造

1 耕地面積

耕地の形態は、河川に沿った平坦な耕地は一部で、棚田と段々形状の樹園地が山腹に向かって広がっている。

経営耕地面積は、平成27年182ha、令和2年137ha（田31ha、畑16ha、樹園地90ha）で、この5年間に田20ha、畑2ha、樹園地23haの計45haが減少した。これは、農業従事者の高齢化と鳥獣害被害の深刻化により、条件不利地の山林への転換が図られたためと考えられる。

2 農家戸数

農家戸数は、令和2年は231戸で、平成27年の302戸と比較して71戸（23.5%）減少している。農業従事者の高齢化や後継者不足から、今後農業者が急激に減少することが予想され、次世代の担い手の育成が急務となっている。

3 経営規模

経営規模については、令和2年は、1.0ha以上の大規模層は23戸と平成27年と比較すると9戸（28.1%）の減少、0.5ha未満の小規模層は119戸で50戸（25.6%）の減少となった。1戸あたりの面積も0.5～1.0haが109戸と最も多く、3.0haを超

える農家はない。全国的には大規模農家に集約されていく傾向にあるが、本村では中山間地での農業の難しさが集約を妨げていると考えられる。

4 農業担い手の動向

令和2年における本村における担い手（経営主）のボリュームゾーンは65～79歳で、141戸と全体の約6割を、80歳以上も38戸と1割以上を占めている。一方で、45歳未満は10戸と少なく、平成27年と比べても4戸の減少となっている。また、5年以内の後継者の確保については、47戸が親族を後継者として確保しているが、198戸が確保していない状況にあり、後継者の確保及び若い担い手への集約が急がれる。

2) 農業基盤及び農業生産

1 農業生産基盤

農業生産基盤は、比較的平坦部といえる園瀬川沿いに2～10ha程度の水田の団地が10数ヶ所あるほか、山腹に向かったの棚田が多く、ほ場整備地区の8ヶ所を除いて、農地は狭く不整形であり、機械化、省力化作業の阻害要因となっている。耕地の大部分を占める樹園地も山腹の段々畑で耕作され、営農上に多大な労力を要している。また、経営向上のための施設園芸が進み、灌漑用水は年間を通じて必要であり、その水源は小溪谷の流水に頼っているものであり、灌水施設の整備が必要である。

2 農業生産

農業生産の動向をみると、平成18年は14億円、平成28年は10億9,000万円、令和5年は9億9,000万円となっている。

基幹作物であるすだち、みかんを含む果樹については、温州みかんは高糖系へ、すだち・柚についても優良品種への転換等、生産基盤整備が図られてきた。いちごについても、「さくらももいちご」という屈指の高級ブランドいちごの地位を確立したものの、農業生産額は減少傾向にある。

その一方で、果樹と施設園芸の導入による複合経営などにより経営安定を図るほか、スマート農業の導入などにより、作業の軽減や品質向上も図っている。

しかし、基幹従事者の高齢化や担い手の不足等、労働力の低下にともない経営規模の拡大は困難な状況にあり、ひいては大きな団地性を持った産地としての市場流通面における有利販売等は難しい状況である。また、昨今の異常気象による栽培管理への影響や深刻化する鳥獣害対策等、極めて厳しい環境に直面している。

イ 林 業

林野面積は令和５年2,899haで総土地面積の68.6%を占めている。その殆どは広葉樹と針葉樹の混在する自然林である。森林計画面積は2,892haで人工林は862haで森林計画面積の29.8%となっている。

林業経営のその殆どが農業との複合経営としての小規模林家であり、財産保有の形態が強い。しかも近年林業従事者の高齢化による労働力不足等から造林、育林の手入れが十分でなく、良質材の生産性は低く、山林経営への意欲は薄い。

こうした中、今後は持続可能な開発目標(SDGs)に貢献する取組みとして、これまでの林業や木材産業との関わりが薄かった個人・企業を含め、様々な経済主体による、林業・木材産業関係者との協同や森林空間の活用等、持続性と成長を両立させていく取組みが求められている。

林産物としての椎茸生産は、昭和55年度に椎茸種菌施設が設置され生産の拡大が図られ、その後菌床椎茸に転換、平成９年度～平成21年度に空調ハウスを導入、J A徳島市パックセンターが整備され供給体制が確立された。生産量はほぼ一定に確保されており、村の基幹作物となっている。しかし、他産地との競合がはげしくなっており、今後一層の品質向上やコストダウン、安定供給が必要となってくる。

ウ 商業・工業

商業は、令和３年経済センサスによると商店数20で、業種内訳は卸売業５、小売業15となっており、その他飲食店が国道沿いに点在している。従業者数は44人で１店当たり2.2人と小規模店舗であることから年間販売額も少ない。近年量販店等の増加する隣接都市への生活行動圏が大きくなり、生活水準の向上に伴う消費構造の変化で、交通条件の整備とあいまって、域外専門店等への購買力が流出している。

従って、消費需要の動向は、日常の食料品や日用雑貨品が地元店への主とした購買となっており、商業経営者は、サービス向上、消費者の利便性を確保し、環境の変化に対応した地域購買率の向上に努める必要がある。

工業は、経営規模も小さく事業者数も少ない。令和３年経済センサスによると、事業所数３となっている。本村の工業は、立地条件等の制約から小企業が大半であり、資本力の弱小、低生産性など構造的、体質的に多くの課題を抱えている。今後は、より多くの就職機会を創設するために工業生産機能を確保する必要がある。

また、食業工房さなごうちや多目的地域交流施設の活用により、移住起業者の獲得や企業誘致及びサテライトオフィス等の誘致を進めるとともに、村内に必要な事業経営者の確保と商工業者の高齢化や後継者不足による廃業を少しでも減少させるため、家族内事業承継や移住者等による事業承継を進めていく必要がある。

エ 観光レクリエーション

観光レクリエーション活動は、社会・経済情勢の様々な事情の変化などから、今後とも需要はますます増大していくものと予想される。そしてその需要は、個人、家族などによる自然環境と地域の人とのふれあいによる保養、健康増進とレクリエーションを兼ねたアウトドア活動等、多様化している。

現在の本村には、豊かな自然環境や美しい農村景観、歴史的文化遺産があり、今後、体験型観光の資源としての開発が課題である。ことに中山丘陵地域や大川原高原については、国道438号からの利用距離、自然環境等の立地条件が良好であり、大川原高原の眺望とあじさい園、また、野外レクリエーションの拠点としていきものふれあいの里等が整備されている。また、平成21年2月大川原高原に風力発電15基が完成し、観光施設になっている。

今後、大川原高原等の観光地としての可能性を高めるために、企業や大学等との連携を図り、体験プログラムの企画造成や景観デザイン、公共施設のリニューアルを含め有効活用を模索していく必要がある。

(2) その対策

ア 農 業

現在の農業生産は、兼業農家や高齢農家によって担われており、今後は高齢化等の進行により農業生産からの離脱者が増加するものと思われる。このため、地域農業の維持発展のためには、高収益作物の導入や鳥獣害対策、新規就農者及び担い手に対する経営支援など、総合的な支援体制の確立が必要になっている。

このような視点から、効率的、安定的な農業経営者を育成していくためには、生産基盤の整備と併せ、消費者ニーズの多様化や変化する農産物市場への適応力の強化、農業生産組織等の多様な主体の育成と共に、労力軽減・品質確保のためのスマート農業の導入と多様な農業労働力確保を推進していく必要がある。

また、高収益作物の導入による所得の確保、U・I・Jターン者を中心とした新規就農者の確保や担い手の確保、地域全体を対象にした鳥獣被害対策を行うことで、安定した生産量を確保する。

農産加工の取組みや観光農園、体験型農業による都市との交流を通じた農業の活性化を図り、次に掲げる振興方針を基本として、持続可能な食料生産と農業の振興を積極的に推進する。

1) 生産基盤の整備

中山間地農業の生産性の向上と生産コストの低減や省略化のため、基本的な生産基盤の整備と共に生産特性に合わせて推進する。

1 農業生産基盤の整備

整備可能な農地については、ミニほ場整備事業や耕作放棄地の整備を実施し、山腹農地等には、園内道路の整備等により耕作の利便性向上を図り、農地の有効利用を促進する。

2 農地の集約化

農業経営は、専門的に維持発展していくことが望ましいことであり、効率的、安定的経営のためには、その経営規模を拡大する必要がある。このため農地中間管理事業等の積極的な運用で、個別の経営管理能力に応じた営農意欲の高い農家への農地の集約化を促進し、本村農業の基幹的専門農家を育成する。

2) 生産の近代化

複合経営の指向及び、兼業、高齢農家の増加に対応した農業を展開していくためには、生産性の向上と機械化による省力化、農作業の外部化等の促進が大切である。このため経営作物に応じた近代化施設の導入整備やスマート農業の導入と共に共同利用化の方法を検討し、農業経営の投資負担を軽減していく必要がある。

1 近代化施設の導入

各種農業機械や冷房貯蔵庫等の農業経営に応じた近代設備の導入については、農協、生産部会との連携をもって適切な指導助言を得ながら、合理的な設置を進める。

2 スマート農業の導入

労力の軽減や品質の安定確保のため、ドローンやＩｏＴ等の先端技術を用いたスマート農業の導入を推進する。

3 施設等の共同利用

生産設備や農業機械の整備は、合理化、省略化に向かう営農には不可欠であり、かつこれら整備のためには農業近代化資金等の借入も必要となる。しかし、小規模農家においては過剰投資のもとにもなるため、地域の営農の実体に応じて組織的な共同利用の方向を農協、生産部会等と協調しながらその推進に努める。

また、非農家やＵ・Ｉ・Ｊターンなど新規に農業に参入しやすい支援強化を図る。

3) 生産体制の強化

1 農業団体の育成

地域農業の推進役である農業生産団体の活動に対して、種々の支援をしているが、さらにその指導力と経済力を強化するため、各種事業の展開を通じて育成に努める。

2 担い手の育成

兼業農家や高齢農家の増加にともない、地域農業の担い手を確保育成することは、最も重要な課題である。若い担い手を確保するためには、農業経営が良好な生活環境のもとで安定した農業所得を得て、かつ豊かな農村生活の環境を享受できる等の魅力ある農業を実施していくことが大切である。

このため、農業経営基盤強化促進法に基づく農業の振興を図りつつ、意欲と能力のある者が円滑に農業に参入し得るように相談機能の充実、先進的な経営等で実践的研修、担い手としての女性の能力を発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

3 農業労働力の確保

小規模経営の農業労働力のぜい弱化等が今後さらに進むと見込まれるなかで、生産性の向上や安定的な生産を将来にわたり確保していくためには、個別経営の育成と並んで多様な農業労働力の確保が必要である。

4 流通販売体制の強化

産地間競争や輸入農産物との競争に打ち勝つためには、都市の消費者ニーズに基づく市場の需要に対応した農産物の生産や計画的な出荷体制の確立が必要である。

このため、農協を主体とする共選、共販体制の強化を促進すると共に、産物の量と鮮度、安全性などの品質の向上を図り、更に農協、生産者等による地元産物の個性化や高速交通網の整備に対応した流通販売体制の強化の取組みを積極的に支援する。また市場及び消費者ニーズの動向の把握と輸出を含めた販売出荷市場の拡大のため、その情報収集システムの構築と販路拡大を検討する。

5 食の安全、安心の確保

産地偽装問題や残留農薬問題など、食に対する消費者の安心感が求められている中で、消費者や流通関係者の信頼を引き続き確保するため、GAPやトレーサビリティシステムの導入等を支援すると共に、啓発体制を整備し、食と農の信頼確保のための取組みを進める。

4) 農業経営の充実

農業従事者の高齢化が進む中、農政は大きな転換期を迎え、そのおかれた環境は非常に厳しくなっている。しかし、これまで培ってきた果樹、野菜、花き、畜産等

による複合の営農形態をさらに立地条件にあった生産基盤の一層の充実とあわせ高収益作物の導入など経営の安定に努める。

また、有機農業への取組みも、中山間地域の農業を活性化させる有効な一方策と考えられ、自然条件を活かした少量多品目生産による周年供給体制の整備や安定した販路の確保をめざした販売体制の確立、新たな技術体系の確立等に努め、有機農業を促進する。

1 経営の安定化

本村では、既存農家や新規就農者が効率的かつ安定的な農業経営を営み、またそれを通じて農業の魅力とやりがいを感じ得ることを目標として、農業経営基盤強化促進法による基本構想を定めている。

今後、この構想に沿って効率的かつ安定的な農業経営の目標に向けて、経営の改善を計画的に進める農家に対しては、農用地の利用の集積等を促進していくほか、国・県と共にその制度による支援を総合的に強化していく。

2 営農類型別経営目標

地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展をめざし農業を主業とする村民が、年間農業所得320万円（主たる農業従事者1人あたり）、年間労働時間2,000時間程度（1人あたり）の水準を実現できることを目標とする。

3 新技術の導入

集約的な経営の展開を助長するため、農業支援センターの指導のもとに、既存の施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する必要がある。このためには、先進的な農業技術の導入と現行技術の高度化等も必要であり、農協、生産組織が一体となって、各種試験研究機関と連携を強め、農家への周知や指導の徹底を図る。

また、ロボット、AI、IoT等の先端技術の導入を進め、労力の軽減と品質の安定を図る。

5) 農村生活の向上

地域農業の健全な生産活動を営むためには、農業振興と同時に、農村の生活基盤の整備と健康で快適な暮らしを確保する環境施設等の設備が必要である。このため、農村コミュニティの醸成により、より豊かな農村生活の向上を図る。

1 生活環境の整備

集落内道路、配水施設、農村公園の整備、既存の農業集落排水処理施設の維持補修など生活環境施設の充実に努める。

2 健康と福祉の向上

本村の農作業は複合経営の進展と共に、ハウス施設内作業など過重な労働に陥りやすいため、定期診断や健康管理相談、保健思想の向上など保健医療面からこの適切な健康管理の指導を強化する。また、農業者の農業離退後のゆとりある生活実現のため、年金制度の充実を要請すると共に、加入の推進に努める。

3 農村コミュニティの推進

緑豊かな農村空間で、ゆとりとやすらぎのある生活の実現は、農業を営んでいく上で最も大切なことである。

従って、特産品による産地農業の振興、農村公園整備などの憩いの場としての生活環境施設の整備、自然環境、景観の保全を進めると共に、農閑期の充実した余暇生活や地元農産物を活かした豊かな食生活の実現、都市との交流、伝統文化の保存や地域文化の振興など、農村の良さを活かしたゆとりと豊かさのある農村生活の実現へ向けて、農村コミュニティづくりを推進する。

イ 林 業

1) 森林経営管理制度

森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる「森林経営管理制度」が平成31年4月から施行されたことから、本村も佐那河内村森林整備計画の中で、森林管理制度の整備を図っていく。

2) 造林の推進

森林所有者の農業の複合経営としての小規模林家が大部分を占める本村の山林であるが、豊かな森事業により水道水源を守るため、水源地周辺の森林を購入し、植林等による広葉樹林化を図るなど公的管理を推進する。

また、土地所有の高齢化や村離れによって、土地境界が不明であるため、間伐作業が進まない森林の境界を明確にするため、隣地明確化事業を実施する。

林道等生産基盤の整備を図りながら、長期的な観点にたって造林保有事業を推進する。

3) 椎茸生産の推進

他産地との競合が激しくなると予測されるが、近年、健康食品としての需要も大きくなってきている。このため品質向上、コストダウン、安定供給に向けた施設整備を進める。

ウ 商業・工業

1) 経営基盤の確立

経営規模の零細性を克服するため相互の連携を密にし、D Xの導入支援やインターネット販売、キャッシュレス決済等による顧客サービスの向上等を、商工共栄会や各上部団体等の指導の下に行い、経営基盤の確立を図る。

- 1 経営の近代化、合理化を進める人づくりの対策のため、商工共栄会組織を強化して各種研修会、講習会等の事業活動を一層促進し、経営者の意識高揚、後継者の育成など経営の資質能力の向上に努める。
- 2 消費者ニーズに対応した商品の提供、店舗整備など近代化を促進し合理的な経営改善を行う。
- 3 経営基盤の近代化に必要な資金確保のため、制度資金の活用など指導に努める。

2) 地場企業の育成

アフターコロナの中で、今後安定した経営を維持させていくために、D X等の導入支援や新たな販路の確保、事業再構築等による複合経営等を支援する。

また、国県の中小企業向けの融資制度や各種補助制度を活用し、資金調達の円滑化を図ることによって、最新設備等の導入、経営管理の合理化等の体質強化を支援する。

3) 起業・創業・継業の支援

人口減少や高齢化、基幹産業の低迷などにより、地域の活力が低下している状況にある。従来の経済概念にとらわれず、大胆な起業・創業・継業に向けた総合的な支援体制を図る。

エ 観光レクリエーション

1) 観光レクリエーション基盤の整備

恵まれた自然景観を保護活用しながら、歴史的遺産や伝統文化の継承を基準とした観光レクリエーション施設の整備を図り、自然公園的村づくりの一助として推進する。

1 観光拠点の設定整備

ア 徳円寺と嵯峨峡を含む一帯は、境内のしゃくなげや嵯峨峡の清流とその周辺の杉並木等の自然環境は都市生活者に潤いを与えてくれるもので、ハイキングコースとして整備し、日帰りレクリエーション地区として整備する。

イ 大川原高原とカゾロ溜とその周辺一帯は、徳島平野などがパノラマで眺望でき、また緩傾斜地も多く、県施設の「佐那河内いきものふれあいの里」、あじさい園、7月初旬に村内団体によって開催されるあじさい祭り等をフルに活用し、村のPRと村民と村外の人達とのふれあいの場、地域づくりの場として活かした野外レクリエーション地域として整備する。

ウ 大川原高原周辺の観光施設相互間の連携を密にするため、施設間の連絡道路整備を計画する。新設改良については、国県補助事業及び起債事業、村単独事業として整備促進する。

エ 大川原高原にある行政財産や公共施設のリニューアルを図り、観光地としての機能を強化する。

2 観光産業の育成

観光レクリエーションの開発発展は、直接的には第三次産業の発展に寄与するが、観光客の増大は、農林水産業にも影響を及ぼすことになる。地元特産物と結びつけた観光農園や農林産物加工品、郷土料理等の開発奨励と観光産業の育成指導に努める。

2) 広域観光の推進

今後は関係市町との連携により文化の森、神山森林公園との一連性をはじめ、徳島市、神山町と大川原、徳円寺、カゾロ溜周辺との広域観光ルートを設定することによって、観光需要の交流を促進する。なお広域基幹林道大川原旭丸線の改良で、大川原と剣山を最短距離で連絡するため、大川原、剣山の自然景観型観光ゾーン形成の中核となることが期待される。

3) 観光資源の保全と活用

恵まれた豊かな自然環境も観光レクリエーションの進展に伴って、乱開発される懸念も生じる。このため保全すべき地域については、各種法規制によって自然保護に努める。

また、村民や観光客に潤いを与える伝統行事や祭りなどを保護伝承すると同時に遺跡、文化等を観光資源としても保全するとともに、展示展や歴史に関する講演会等を開催し村内外に対して、遺跡・文化等を活用しPRする。

(3) 計 画

事業計画（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	農業生産基盤整備事業 中山間地域等直接支払事業	村	
		農業生産基盤整備事業 園内作業道整備事業 L= 1,000 W= 2.5	村	
		農業生産基盤整備事業 市民農園・観光農園整備事業	村	
		大川原牧場整備事業	村	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	パイプハウス施設整備事業	J A	
		スマート農業導入事業	J A	
	(4) 地場産業の振興			
	加工施設	獣肉加工施設整備事業	村	
		農産物直売所整備事業	村	
		食業工房さなごうち改修事業	村	
		農産物加工施設整備事業	村	
	(6) 起業の促進			
		起業移住者支援事業	村	
		起業及び創業促進支援事業	村	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		跡地整備事業 (佐那河内村交流センター（仮称）整備事業)	村	
		観光施設整備事業	村	

事業計画（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	第1次産業	作物苗木導入助成事業 (みかん、すだち、柚)	J A	
	商工業・6次産業化	農商工連携事業	村	
	その他	強い農業づくり事業	村	
		有害鳥獣処理事業	村	
		隣地明確化事業	村	
		さくらもいちご栽培振興プロジェクト	村	
		無料職業紹介事業	村	
		果樹アグリスクール事業	村	
		ふれあいまつり事業	村	
		シニア世代経営開始支援給付金事業	村	
		移住等新規就農者経営確立支援事業	村	

（４）産業振興促進事項

（い）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、次のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
佐那河内村全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業又は旅館業	令和８年４月１日～ 令和13年３月31日	

（ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策、（３）計画のとおり。なお、（２）、（３）の事業実施については、他市町、関係機関等と連携して行う。

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

４ 地域における情報化

（１）現況と問題点

放送施設は、昭和56年に防災無線波を利用した農村情報連絡施設を、平成17年にデジタル化への移行に合わせて各家庭へ戸別受信機を配備し、役場と農協から行政連絡や農事情報等の連絡を行っている。

平成16年には、神山町と共同で加入者系光ファイバー網を整備し、高速インターネット、地上デジタル放送が利用できる環境を整えているが、定期的に訪れる機器更新が懸念材料である。また、光ファイバー網の特性を活かし、村内2箇所に河川水位の状況を知るための自動監視カメラの設置を行っている。

情報通信基盤や情報通信技術の整備により過疎地域における暮らしを持続可能としてきたが、新たなリテラシーにより人口減少などの課題克服が求められている。

D X（デジタルトランスフォーメーション）を推進するために欠かせない要素であるD X人材の育成・確保・活用を図りながら、国・県が進めているI C T利活用、自治体D X及び地域D Xを促進することによる、行政サービスの向上や職員の働き方を改革を推進する必要がある。

（２）その対策

防災行政無線は、住民への迅速かつ正確な情報伝達手段であるため、適切な維持を図る。

また、ネットワークインフラを完備したことから、定期的な機器更新の際には、時代に応じた安定的なサービスを提供する。今後は、双方向の住民サービスの提供、産業や教育での活用、地域情報の発信や地域間交流への利活用などを推進する。

情報化社会に対応できるようにI C T環境の整備、自治体D X及び地域D Xを推進する。また、高齢者など情報機器の扱いに不慣れな方を対象に、スマートフォンなどの講習会等を行い、情報格差を是正する。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政無線施設	防災無線設備整備事業	村	
	その他	地域情報化基盤整備事業 DX推進事業 情報格差是正事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

1) 幹線道路網（国・県道）の整備

本村には、国道438号及び主要地方道2路線があり、それぞれ本村の幹線道路として地域間交流や経済活動を支えている。平成19年に国道438号新府能トンネルが開通するなど、これまでの整備促進により隣接市町とのアクセスが飛躍的に向上したものの、地形的要因などから、村内の改良率は国道で77.9%、主要地方道で39.5%にとどまっており、更なる改良が求められる。地形的な要因から曲折箇所が多い未整備路線であるが唯一の動脈である。

近年、モータリゼーションも安定期を迎え、本村では、ほぼ全戸が数台の自動車を保有し、徳島市、小松島市の都市経済域との近接の利便さもあって通勤兼業化の進展がみられる。今後ともこの傾向が増大するものと考えられることから、特に幹線道路網は今後の交通需要に対処できる道路としての改良整備が必要である。

2) 生活道路（村道）の整備

村道は住民の生活道路であるため、これまで一応の改良に努めてきたが、急傾斜な地形と散在する集落構成から、その改良整備状況は中心地では進んでいるものの周辺は遅れがちである。

総路線数707線、総延長262.6kmのうち改良率は33.1%、舗装率は86.9%と総体的に改良されているが、今後とも順次に改良整備を推進する必要がある。加えて、道路施設の経年劣化の進行や支障木による通行の妨げなどによる維持管理が課題となっている。

イ 交 通

1) 交通環境の整備

本村における交通事情は、生活、産業形態の多様化に伴って交通量が増大し、これに対応した安全で円滑な交通を維持していくためには、公共交通機関の確保、村民の交通安全意識の高揚、交通安全施設の整備等の交通環境対策が必要である。

路線バスの利用状況は、少子高齢化などにより減少傾向にあるが、通院・通勤・遠距離通学対策などとして現状を維持する必要がある。

また、本村の道路は、曲折箇所が連続しているため、これが交通事故発生の一因と

もなっている。交通事故の絶滅を期して安全運動を展開しているが依然としてスピードの出し過ぎや運転者等のモラルの欠如とあわせて事故が発生しており、根気強く啓発活動をする必要がある。

(2) その対策

ア 道 路

1) 幹線道路網（国・県道）の整備

国道438号は徳島市と神山町とを東西に連絡して、本村の経済、社会活動の広域化に対応する極めて重要な路線であるため、全線2車線化の早期完成のため建設促進を強力に求める。神山町とは平成19年に府能バイパスの開通により曲折箇所は解消されたが、徳島市とを結ぶ国道438号上八万バイパス―ノ瀬工区の早期完成をめざす。また、主要地方道小松島佐那河内線、勝浦佐那河内線についても通勤・通学等の生活道路として重要であり、早期整備を県へ要請する。

2) 生活道路（村道）の整備

村民の日常生活における利便性と安全性を確保するため、村道の改良、舗装及び交通安全施設の整備がまだまだ遅れており、今後年次的に行う。

基幹的村道は、国・県の補助事業及び過疎対策事業として計画的に整備を促進する。また、その他集落連絡道路等の村道は、集落活動、地域産業の振興にも配慮して改良・舗装に努める。

イ 交 通

1) 交通環境の整備

路線バス等は、高齢者、子ども、障がい者などの移動制約者にとって日常生活に必要不可欠な交通手段である。本村では、人口減少などの影響を受け、利用者が減少しており、事業者の厳しい財政状況も相まって、路線の存続が危ぶまれる状況となっている。引き続き、村からの補助により交通手段の確保を図る。

また、地域の実情にあった輸送サービスの導入により、移動制約者に対する生活交通の確保・充実を推進する。

村民を交通事故から守り、安全な生活が営めるよう道路交通網の整備と合わせて、交通安全施設も整備を進めると共に、村民全体が正しい交通安全意識をもつよう関係機関との連携を図り各種施策を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	道路整備事業 佐那河内村内道路整備（改良・舗装） 村道補修事業（詳細は巻末別紙）	村	
	橋りょう	橋りょう補修事業 佐那河内村内橋りょう補修整備 （詳細は巻末別紙）	村	
	その他	トンネル補修事業 佐那河内村内トンネル補修整備 （詳細は巻末別紙）	村	
	(2) 農道			
		農道整備事業 佐那河内村内農道整備（改良・補修） （詳細は巻末別紙）	村	
	(3) 林道			
		林道整備事業 佐那河内村内林道整備（改良・舗装） （詳細は巻末別紙）	村	
	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	公共交通			
		公共交通移動支援	村	
		デマンド型交通等交通政策事業	村	
	交通施設維持			
		橋梁長寿命化修繕計画	村	
		トンネル長寿命化修繕計画	村	
	その他			
		情報通信サービス利用料	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 簡易水道

本村の簡易水道施設は、4施設を平成23年度に統合し1施設とした。他に集落組織管理の水道施設がある。令和7年3月末の現在給水人口は1,956人で普及率は94.0%である。なお、人口減少などにより給水人口は減少傾向にある。

簡易水道施設については、一定の改良を行っているが、老朽化した管路の漏水と耐震化を考慮した対策を行う必要がある。

イ 農業集落排水

家庭雑排水の処理を含む下水処理については、平成3年度から集落排水施設整備に取組み平成16年度には村内整備計画区域を完了した。

平成24年度には6地区から5地区に、平成28年度には5地区から4地区に再編し、令和7年3月末現在の処理区域内人口は1,595人、合併浄化槽処理人口は406人となっている。今後は人口減少に伴う施設の統廃合や耐震化、効率的な維持管理の対策が課題となっている。

ウ 廃棄物処理施設

1) ゴミ処理

生活水準の向上に伴い、廃棄物は量的な増大と質的にも多様化している。

本村におけるゴミ処理については、34分別を推進している。ゴミの収集は可燃物（週1回）、粗大廃棄物・廃家電製品等を（年4回）、25箇所のゴミ集積所で資源ゴミ等を分別収集し外部委託により中間処理と最終処分をしている。

しかし、多様化し増大する一方のゴミに対して、分別の徹底、減量化に努めているが、粗大ゴミを含めた抜本的な対策が必要である。

2) し尿処理

昭和52年度から事業を開始した小松島市外三町村衛生組合は、施設老朽化のため平成12年3月に近代的施設として新設したしらさぎ浄園で、処理能力1日当たり87k1（し尿18k1、浄化槽汚泥69k1）の最新技術機械で処理を行っている。

エ 消 防

1) 消防・救急体制

南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇や頻発する豪雨災害等、社会情勢の変化に伴う火災や交通事故の多様化、また、救急業務の高度化等、消防に対する村民のニーズは高まっている。常備消防が組織されていない本村では、村民の生命、身体、財産を守る消防団員の使命の重要度が増している。

本村の消防力は、平成27年度に本部機動隊（役場分団）を設置し分団数8、団員数162人で組織され、普通消防ポンプ車1台、小型動力ポンプ17台、小型動力ポンプ積載車9台を有している。近年、消防団員の村外転出や通勤などにより昼間の在村者の減少で、事故や火災の対応も十分に対応出来ない状況になりつつある。

2) 地域防災力

南海トラフ巨大地震等大規模災害時に、人的被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」による初期の救助・救出活動が重要である。

本村では、山間部等での土砂崩れなどによる集落の孤立化が懸念される。

オ 公営住宅など

若年層の村外転出などは人口減少と共に高齢化の原因になっている。集落を維持していくために次世代を生み出す子育て世帯などの移住・定住に向けた適切な住まいの整備や確保が必要である。

本村では、令和4年に上中辺村営住宅を建設し単身者用居室を4室、世帯用居室2室構えている。

また、南海トラフ巨大地震などに備えるために、昭和56年以前の木造住宅を把握し、耐震化を推進することが課題である。

(2) その対策

ア 簡易水道

本村の簡易水道施設は、平成23年度に4施設を統合し佐那河内簡易水道となった。これら既存の施設を集約することにより維持管理の効率化、水量と水質の安定供給を図ってきた。しかし、管路施設の老朽化による漏水、管路破損による断水事故が喫緊の課題となっている。管路整備は耐震化が基本となっており、整備には多大な費用が必要となるものの、各種補助事業の活用により適切な整備計画を策定し、飲料水の安定供給に努める。部分的に散在する集落については、水道未普及地解消計画により平成29年度に秋城地区、平成30年度には北山地区の一部について簡易水道施設への編入を実施した。

また、村民の水道に係る水質の汚濁を防止し、安全かつ清浄な水道水を確保するため、水源の保護や浄水場、配水池の清掃を計画的に行う。

イ 農業集落排水

集落衛生環境の向上を図るため、農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置事業を推進し、令和6年度で汚水処理普及率は96.2%の高位にある。さらなる汚水処理普及率の向上に向けて合併浄化槽設置などの推進を図ると共に、人口減少及び老朽化に伴う施設の統廃合、耐震化対策などを推進する。

ウ 廃棄物処理施設

1) ゴミ処理

ゴミの効率的な分別・収集に向けて、各家庭で処理できるごみについては、分別収集、減量化を積極的に行うようにゴミ分別推進員に依頼し啓発する。

また、リサイクルセンターや地域の集積所は、経年による能力低下と収集量が増大していることから、改修及び取り替えによる能力向上を図るなど、可燃物、粗大ゴミを含めて検討し整備充実を図る。

2) し尿処理

引き続き、小松島市外三町村衛生組合による安定したし尿処理を推進する。また、施設の老朽化などに対して、機能強化や耐震化などの整備を促進し課題解決をする。

エ 消 防

1) 消防・救急体制

消防センターを中心として、救急救命士の24時間配置や、直ちに救命措置を要する重篤な救急患者を徳島市等の医療機関に搬送するためのドクターヘリ、救急・救助・火災防御・災害応急活動などを行う消防防災ヘリが離着陸可能なヘリポートの整備な

ど、消防・救急体制の強化を図るとともに、消防の常備化や消防の広域的推進に努める。また、地域防災の要である消防団の機能強化に努めるとともに、処遇改善や教育訓練の充実を図り、消防団員の確保に努める。

2) 地域防災力

啓発や訓練を通じて住民の防災意識の高揚を図り、住民が共に支え合い、初期消火や救助・救出活動を行う自主防災組織の結成を促進すると共に、地域住民の自主的な防災活動の活性化を図る。

オ 公営住宅など

移住・交流推進アクションプランで示された、移住・定住・交流人口を増やすための行動方針に沿って、徳島県建築士会などと連携し適切な住まいの整備・確保を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	統合簡易水道事業	村	
		簡易水道施設更新 管路施設	村	
		簡易水道施設更新 配水施設	村	
		簡易水道未普及地域解消事業 配水・管路施設	村	
	(2) 下水道処理			
	農村集落排水施設	農業集落排水施設機能強化整備事業	村	
		農業集落排水施設更新整備	村	
		農業集落排水最適化整備構想	村	
		農業集落排水最適化整備構想 農村整備事業（農業集落排水事業）	村	
	その他	合併処理浄化槽設置 設置戸数 25 戸	村	

事業計画（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	資源ゴミストックヤード整備	村	
		リサイクルセンター施設更新整備	村	
	し尿処理施設	小松島市外三町村衛生組合 しらさぎ浄園 機能強化整備事業	村	
	(5) 消防施設			
		防火水槽の整備 貯水容量 40m ³ 5基	村	
		消防センター整備事業	村	
		ヘリポート整備事業 (ドクターヘリ、消防・防災ヘリ)	村	
		災害時等多機能防災施設（倉庫）	村	
		小型動力ポンプ整備	村	
		小型動力ポンプ積載車整備	村	
	(6) 公営住宅			
		村営住宅整備事業	村	
	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	生活	小松島市外三町村衛生組合 処理経費負担金	村	
		住宅リフォーム補助事業	村	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、「郷土に誇りを持ち「たくましく生きぬく力」を育む」建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

本村では、就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって、就学前（0歳児～5歳児）の児童を保育する公立保育所を1箇所（定員70人）設置している。平成11年度に改築工事を行い、乳児保育の充実と共に保護者の就労形態に応じ、11時間保育を実施している。また、地域の子育て家庭を対象に、保育所施設を広く開放し、子育て相談なども行っている。

また、児童福祉の全般的な問題として、行政は民生委員・児童委員、地域住民との連携により積極的に児童・青少年健全育成、非行問題の解決に取り組んでいる。

少子化対策においては、子育てがしやすい環境づくりとして学童保育やファミリーサポートセンターなどの充実を推進すると共に、若者世代の定住に向けて生活環境整備も並行して推進する必要がある。

イ 子育て支援

わが国では、未婚化・晩婚化などによる少子化の進行が顕著となっており、未来を担う子どもたちを育てる子育て支援対策が重要な課題となっている。

本村でも、高齢化率が全国平均、県平均を大幅に上回り、本格的な高齢社会を迎えており、また少子化も進行している。保護者が安心して子どもを預けられる体制の整備や、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障していくため、地域の実情やニーズに応じた、総合的な子育て支援を推進する必要がある。

ウ 保健衛生

わが国では、生活環境の改善、医学の進歩、経済成長などにより、平均寿命は伸び、生活も豊かになってきた。一方で、高齢化、生活様式の変化などにより、生活習慣病の増加や、これに起因した認知症、寝たきりなどの要介護状態になる者の増加、また、それに伴う医療費・介護費用等の増大は、社会問題となっている。

こうした状況に対応し、21世紀をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、国では、健康・医療戦略法や医療介護総合確保推進法を定め、増大する医療費・介護費用等の削減を戦略的に進めている。また、疾病の早期発見や治療といった「二次予防」ととどまらず、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防する「一次予防」に重点をおいた国民健康づくり運動『健康

日本21（平成12年度～平成24年度）』、『健康日本21（第二次）（平成25年度～令和5年度）』が進められてきた。現在は、令和6年度から令和17年度まで『健康日本21（第三次）』が進められており、さらなる国民の健康増進を総合的に推進していくこととなっている。

エ 高齢者福祉

国民の生活水準は衛生水準の向上、医学や医療技術の進歩も相まって、我が国の平均寿命は、著しく伸長し、世界に例を見ないスピードで高齢化が進行している。

また、団塊の世代が75歳以上となり、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が重要な政策課題となっている。

こうした現状認識のもと、村においては、高齢者の健康寿命を伸ばし、一人ひとりが長生きして良かったと誇りをもって実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会を確立し、個人の自立や家庭の役割を支援し、住民の活力維持、増進と共に、自助、共助及び公助の適切な組み合わせにより安心できる暮らしを確保するため、すべての高齢者を対象とした福祉を推進する必要がある。

オ 障がい者福祉

本村の障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児・難病）の状況は、年齢層として比較的高齢者の占める割合が高く、そのため高齢者福祉と一体的に考える必要がある。一方で、若年者が少数であるがゆえに村としての具体的な対策が十分でない面も多い。一例をあげれば、在宅の障がい者に対するサービスの向上や、今後ノーマライゼーションの面においても、地域社会の理解や住民ボランティア活動の充実など、障がい者の個々の内容、程度、ニーズに応じた適切なサービスの提供を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 児童福祉

保育所での保育内容の充実と共に、低年齢児入所の円滑化、特別支援保育の促進、地域子育て支援拠点事業などに取り組むための保育士などの確保に努める。

地域子ども・子育て支援事業などにより、多様化する保護者や家族の社会生活において、放課後の保育の必要性などニーズに合わせた取組みや、地域社会が児童のために取り組むボランティア活動など児童の健全育成に取り組む。

イ 子育て支援

本村では、同世代の子どもの交流ほか、同じような子育て中の保護者の情報交換の機会の減少や、きめ細かな子育て支援サービスが受けにくいなどの状況があることから、子育てしやすい環境の整備を図る。

保育所を利用する子どもの家庭だけでなく、すべての家庭及び子どもを対象として、地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた、総合的な子育て支援を推進する。

ウ 保健衛生

健康保険法、国民健康保険法などすべての保険者の保健事業実施指針に位置付けられているデータヘルス計画や、健康日本21（第三次）、健やか親子21などの理念に基づき、健康な村づくりに取り組み、住民の健康寿命の延伸をめざす。

健康づくりは、住民一人ひとりが健康に気をつけていればよいというようなものではなく、また行政だけで推進できるものでもない。

健康づくりのための情報提供、支援体制などを整え、住民一人ひとりが健康づくりへの実践行動をする、そして、地域全体で健康づくりを支える、こうしたそれぞれの活動を結びつけていけるような事業を推進する。

エ 高齢者福祉

価値観や生活ニーズの多様化により、高齢者が健康で生きがいある生活を送りたいという要望は、これまで以上に高まり、多様化していくものと思われ、高齢者の自立支援は介護保険制度や後期高齢者医療保険制度だけで達成されるものではなく、介護保険以外の保健福祉サービスや、地域住民も参加した様々な活動などにより、生活全般を支援していく必要がある。

地域の実情に応じて、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などに対する効果的か

つ効率的な支援などを可能とすることをめざし、平成28年4月より取り組んでいる介護予防・日常生活支援総合事業を積極的に推進する。

また、次世代高度技術等を活用し、運転免許証の返納などによる買い物難民への支援を実施するなど、生活利便性の確保を図る。

オ 障がい者福祉

障がいのある人が地域でいきいきと暮らしていける社会の確立や、障がいのある人の社会参加の障壁を取り除こうとするバリアフリーなどをより具体化するため、障がい者問題について、広報誌や各種団体を通じての啓発を推進する。

また、保健・医療の連携により、障がいを出来るだけ早期に発見し、早期治療へと導くことが障がいの軽減となる。そのための健康教育・健康相談・健康診査を定期的実施する必要がある。

障がいのある人の生活の充実のため、在宅福祉サービスと施設福祉サービスをきめ細かく提供出来るよう、地域福祉の体制づくりを推進すると共に、雇用問題においても雇用の場に就くことができるよう体制づくりを図る。その他の社会参加活動においても自立に向けた基礎づくりを行い、すべての住民が参加できるような事業を推進する。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	屋外教育施設整備事業	村	
		保育所改修事業	村	
	(3) 高齢者福祉施設			
	老人福祉センター	嵯峨老人憩いの家改修事業	村	
		ふれあいグランドクラブハウス 改修・整備事業	村	
	(7) 市町村保健センター 及び母子健康包括 支援センター			
		保健センター改修事業	村	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	児童福祉	児童福祉・児童の健全育成 特別保育事業（地域交流事業）	村	
		学童保育事業	村	
		子ども子育て支援事業	村	
		子どもはぐくみ医療事業	村	
		乳幼児等日用品支給事業	村	
		不妊治療支援事業	村	
		児童福祉・児童の健全育成 わんぱく教室開設事業	村	
		放課後子ども教室事業	村	
		出産・子育て応援交付金事業	村	
	高齢者・障害者福祉	地域支援事業 包括的支援事業	村	
		長寿社会づくり シルバー人材センター事業	村	
		介護予防・ 生活支援事業	村	
		生きがい対策事業 老人クラブ助成事業	村	
		生きがい対策事業 敬老会・敬老年金事業	村	
		地域福祉推進事業 外出支援事業等	村	
		老人医療の充実 重度心身障害者医療助成事業	村	
		ほのぼの介護手当給付事業	村	
		福祉手当給付事業	村	
		大人の日用品支給事業	村	
		高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施事業	村	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性及び計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

８ 医療の確保

（１）現況と問題点

ア 地域医療など

本村の医療施設は、令和5年12月に村唯一の私立1医院が閉院して以降、無医村の状態が続いている。

休日深夜などにおける一次救急（初期救急）については、徳島市と共同運営している徳島市夜間休日急病診療所での対応となっている。また、村には入院施設がないことから、重病患者などの三次救急については、殆ど徳島市、小松島市の病院に依存している状況であり、救急医療などを含めて、医療体制の整備は緊急な課題である。

一方、食生活や生活様式の変化、人口の高齢化なども関連して、いわゆる生活習慣病が急増している現状があり、早期発見、早期治療の効果をあげるための特定健診の受診及び特定保健指導を実施し、発症予防や重症化予防を推進する必要がある。

（２）その対策

ア 地域医療など

住民は身近で適切な医療を受けられることを望んでいるため、地域医療の強化、救急医療、休日夜間における円滑な医療の確保など、県の地域医療構想（ビジョン）とも関連させながら、医療体制の改善・充実を積極的に進める。

また、住民の健康を確保するうえで、疾病の予防と医療体制の整備が重要である。疾病の予防には、本人自らの健康管理が必要であるが、これに加えて早期発見、早期治療のための健診体制と保健指導の充実を図っていく。医療体制の整備については、医師会や民間医療機関と連携しながら、村内における医療体制の確保・充実を図っていく。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	診療所の整備	村	
	その他	救命救急関連機器整備	村	
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	その他	健康増進・母子の健康事業	村	
		医療の確保 夜間休日診療所委託事業等	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本村の学校教育の基本方針は、『郷土に誇りを持ち、「たくましく生きぬく力」を育む』としている。

このうち、学校教育では、特色と魅力ある小中一貫教育を基盤に、家庭教育や社会教育との連携を保ちながら、児童・生徒の確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成をめざしている。

そのため、教職員の専門性向上と協働体制の充実を図り、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた教育を行い、教育内容の精選充実と併せて、ICT環境等の教育環境の持続可能な充実と適正管理に努めている。

1 義務教育

本村は、小学校・中学校が１校ずつであり、平成30年４月に小中一貫教育に移行した。

児童、生徒数は、令和７年５月１日現在で、児童７０人、生徒４８人、計１１８人が在籍している。

２ 学校教育施設

平成23年４月に、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の２階建、延べ床面積5049.27㎡、太陽光発電施設の設置や県産材をふんだんに使った環境に配慮した小中一体型校舎が完成した。その後、平成28年度から本格的に小中一貫教育をスタートし、平成30年には小中一貫教育校に移行した。

今後、小中一貫教育の検証・改善を行うとともに、校舎の点検・維持を行い、質の高い教育環境整備を行う。

３ 健康と安全

児童・生徒の体位の伸びは見られるが、その一方で、体力不足や近視、う歯などの罹患率の増大などがあり、「健やかな体」の育成のため、心身ともたくましい児童・生徒を育成するために健康教育が重要である。

また、交通事故や学校生活の中での事故防止、不審者に対する安全確保などの対策を講じていかなければならない。これらは、家庭・地域・行政が一体となり「子どもの安全対策の徹底と体制整備」に努める必要がある。

学校給食では、地場産の農産物を使用した安全でおいしい魅力のある学校給食の提供を通して食育を推進する。

４ 特別支援教育

障がいを持つ児童生徒に対する教育は、その適性や障がいの特性に応じた教育をきめ細やかに行う必要がある。そのため、一貫性のある適正な就学相談体制や施設設備の充実と合わせて、医療、福祉などの諸対策と連携した総合的な施策を推進する。

５ 教育の情報化

教育の情報化を推進するため、これまで他の地域に先駆けて一人一台のタブレット端末やＩＣＴ機器、電子黒板の導入及び施設整備に努めてきた。今後も教職員の専門性向上と協働体制の充実を図り、ＩＣＴ環境を最大限に活用した指導方法の研究・実践を進め、学びを支える持続可能な教育環境の充実に努める。

６ 人権教育

学校における人権教育は、基本的人権を尊重し、差別を解消することによって全ての国民が自由で豊かな生活を営むことのできる社会を築くことを目的とするものである。

そのためには、全ての教職員が人権教育についての教育観を確立し、教育計画に基づく意欲ある実践活動、教科等や教育活動に位置づけた指導に努め、差別を解消する能力を身につけた児童・生徒の育成を図る。

イ 社会教育・生涯学習

本村の社会教育・生涯学習の基本方針は、「村の資源を生かし『豊かな学びを創造』する社会教育」と定めている。

村民の多くが多角的な視点から社会教育・生涯学習に関心を持つきっかけづくりが重要である。特に、村の地域資源を活かして郷土愛を育み、すべての世代が生涯にわたって学び続け、地域と共に成長する豊かな学びを創ることを目指す。そのためには、村民の学習ニーズに応じ、地域の人々が共にふれあい学びあうことができるような生涯学習体制の構築を図る必要がある。また、社会教育・生涯学習に必要な資質を身に付けた推進者や指導者の養成を図り、公民館活動の促進と多世代の交流の場づくりを推進するとともに、更なる、社会教育施設などの機能充実と適正管理が必要である。

1 地域・家庭教育及び青少年の健全育成

青少年の健全育成は、「行政とつながり『共に支え合う』地域・家庭教育の推進」という目標のもと、家庭や地域が孤立することなく行政や関係機関と力を合わせる体制を強化する必要がある。特に、子どもの居場所づくりと孤立防止対策の推進、家庭教育力を育む機会と支援体制の充実、未来を担う青少年の健全育成の推進、及び安心と学びを支える放課後環境の充実を重点的に図り、地域・家庭・行政が連携を深め、心身ともに健康で創造性豊かな青少年の育成に努める。

2 生涯学習

近年、社会環境が著しく変動する背景を受けて、生涯にわたる学習の重要性が増し、住民のニーズも増加している。

そのため、村の地域資源を活かした郷土愛を育む学びや、すべての世代が生涯にわたって学び続けるための多彩な「学び」「体験」「交流」の場を創り出す必要がある。今後、さらに、現代社会に対応する実践的学習や情報を必要とし、進取する意欲を持つ人々を増やすとともに、学びの継続的な支援体制を引き続き整備していかなければならない。

3 非行防止

青少年をとりまく社会環境は複雑化の傾向にあり、問題行動が多様化・潜在化してきている。このため子どもの居場所づくりと孤立防止対策を重点的に推進し、家庭や地域が孤立することなく行政や関係機関と力を合わせることで、問題行動

の未然防止と健全育成を図る必要がある。

4 人権教育

これまで、学校における人権教育と社会における人権教育の連携を図りながら、人権啓発を推進してきた結果、同和問題を中心とする人権問題に対する理解と知識は高まってきている。しかし、無関心な態度や、偏見や差別意識が依然として存在している。一方で、インターネット掲示板やSNSを利用し、匿名性を悪用した、特定の個人への誹謗や中傷など新たな人権課題が見られる。人権が尊重される社会を築くためには、人権問題の解決をめざして、一層の人権教育の推進に努めなければならない。

5 社会教育施設

これまで本村においては、公民館、老人憩いの家、生活改善センター、農業総合振興センターのほか地域運動広場などの各種施設が設置され、生涯学習の場として広く利用されている。平成21年度には社会体育施設として、ナイター施設を備えた中央運動公園が完成し、平成30年にはテニスコートが整備されるなど、様々なスポーツ交流の場となっている。

また、西ノハナ運動施設に関しては、村民体育館の天井改修が平成25年度に行われ、住民の安全な利用が確保された。

社会教育は、すべての世代が生涯にわたって学び続け、地域と共に成長することを支え、地域社会の連帯意識や自治意識の高揚につながる。活動と学習の場となる社会教育施設も公民館活動の促進と多世代の交流の場づくりに対応し得るものでなければならない。

村立図書館については、これまで農業総合振興センター3階に本を所蔵していたものの、ほとんど利用されていない状況であったが、令和元年度から整備をすすめ、蔵書を増やしてきた。それにより利用者と貸し出し数が増えている。令和4年度に新庁舎1階の多目的スペースに図書コーナーを設置したことにより、令和5年度より登録者数、貸し出し数ともに大きく伸びている。「図書館を核とした豊かな読書活動の推進」という目標のもと、更なる活用を進めたい。

6 スポーツ振興

スポーツ基本法の策定や施策によって、競技スポーツから生涯スポーツの振興が図られている。また、健康志向の高まりから、スポーツ、レクリエーション活動に対する村民の関心が年々高まってきている。スポーツを通じた健康増進と多世代交流の促進のためには、村民のスポーツ活動への継続的な参加を促す必要がある。

自主的な活動として、平成19年度に総合型地域スポーツクラブ（さなごうちス

ポーツクラブ）が発足し、家庭、地域、職場、学校などの枠組みを超えて、スポーツ活動を行っている。新たなスポーツ活動や団体が出来ているなかで、青年層の競技離れが進むなど、活動の担い手不足といった課題の解消に努める必要がある。

7 スポーツ指導者

スポーツを通じた健康増進と多世代交流の促進のためには、身近なところで気軽にスポーツに親しみ、村民の誰もが参加できるスポーツ活動の普及と各施設の充実を図る必要がある。また、活動の担い手不足という課題を解消するため、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブをはじめとして地域住民が運営に携われる指導者・推進者の養成に努め、村民の自主的な健康づくり、体力づくりを推進する必要がある。

（２）その対策

ア 学校教育

1 義務教育

学校の教育目標を具現化するため、特色と魅力ある小中一貫教育を基盤に、9年間を通したカリキュラムを編成・実践している。その結果、子どもたちの発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導や生徒指導が可能となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成を図っている。

また、主体的・対話的で深い学びの実現をめざし、異年齢集団による活動や地域行事等への参加を地域の人々との連携により実践し、郷土への誇りと広い視野を持ち、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人材を育てるとともに、教職員の専門性向上と協働体制の充実に努めている。

2 学校教育施設

本村は、小中一体型校舎において、小中一貫教育を行い、教材、教具の充実、他の地域に先がけたタブレット端末の整備や、先進的教育機器の活用等、積極的に進めている。今後、学びを支える持続可能な教育環境の充実を目指し、確かな検証を行いつつ、ICT環境・教材教具・人材配置の充実と学校施設の適正な維持管理を通じて、質の高い環境の中でよりよい教育を実践し児童・生徒の学びを支援する。

3 安全教育

児童・生徒に対し、安全についての知識理解を深め、安全行動の習慣化を図るよう実践指導の充実に努める。また、家庭、PTA、地域及びその他関係機関と

の連携により、事故防止や不審者に対する対応等、安全教育に努める。

4 健康教育

教育活動の中に、健康教育を適切に位置づけ、学校をあげて積極的な体力づくりに努め、心身ともにたくましい児童・生徒を育成する。

また、学校医や、家庭との連携のもと、養護教諭を中心に健康診断や健康相談を充実させ、児童生徒の心身の健康の保持増進に努めると同時に、社会教育との連携によって体力づくりを促進する。

5 食育

学校給食については、地場産農産物の使用を拡大し、体験学習を行い生産者との交流を図り、食の理解を推進する。

6 人権教育

児童生徒の発達段階や地域の実情に即した教育内容や指導方法を充実させ、小中のつながりを大切にした人権教育の推進に努める。

また、人権教育に対する教職員の専門性向上を図るため、全職員の研修会や校内研修会等の充実を努め、人権教育に対する基本的態度を確立する。

7 特別支援教育

個に応じた指導、個性を活かす教育を推進し、一人ひとりの子どもの的確な実態把握に基づき、それに応じた適切な指導内容・方法を工夫して継続的・発展的な指導を行うとともに、不登校児童生徒への支援と学びの保障を強化する必要がある。

イ 社会教育・生涯学習

1 社会教育施設

村民が社会活動を展開するための地域拠点施設としての公民館など類似併用施設の整備を進めてきたが、公民館活動の促進と多世代の交流の場づくりを進めるため、村民の多様な学習ニーズに応じた機能にふさわしい設備等の一層の充実を図る。

また、図書館については、令和元年度から整備を行い、蔵書を増やしてきたが、令和4年度に新庁舎1階の多目的スペースに図書コーナーを設置したことにより、令和5年度からは登録者数、貸出数ともに大きく伸びている。今後は、図書館を中心とした豊かな読書活動の推進を図りながら、そのさらなる活用を進めたい。

2 指導体制の確立

社会教育指導者の計画的養成と専門性の向上を図るとともに、地域活動の担い

手や指導者の発掘等、持続可能な指導体制の確立に努める。

3 産官学連携

すべての世代の多様な学習ニーズに応えるため、村の資源や地域内外企業や、大学などと連携を図り、調査研究、先進的な学習や体験の機会を提供することに努める。

4 団体、グループ等の育成

自主的な学習サークル活動の活性化を図ると共に、村の資源を活かした地域活動や多世代交流につながる各種機関、団体等の連携と協働を強化する必要がある。

5 村民意識の高揚

「村の資源を生かし『豊かな学びを創造』する社会教育」の実現に向け、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する心を醸成するため、村の資源や伝統・文化をテーマとしたワークショップや村民各層の特性や能力に応じた学習内容を選定するとともに、地域文化の継承と振興、社会教育に対する意識の高揚に努める。

6 生涯学習

すべての世代が生涯にわたって学び続けられるよう、社会生活に必要な新しい知識や技の習得を主体としながら、村の資源を活かした学びを含む各種学習の機会を拡充する必要がある。また、自主的な学習活動を推進するため、継続的な支援体制の確立に努める。

7 青少年教育

行政と連携し、地域と家庭が共に支え合う教育の推進を図りながら、自主性、創造性の培養と、心身ともに健康な青少年の育成に向けた各種体験活動の推進に努める。これと合わせ、子どもの居場所づくりや孤立防止対策を進めるとともに、安心と学びを支える放課後環境の充実を図り、青少年団体の組織強化と指導者の養成確保に努める。

8 非行防止

行政と連携し、地域と家庭が共に支え合う教育の推進を図りながら、青少年を取り巻く社会環境の複雑化に対応し、子どもの居場所づくりと孤立防止対策を重点的に進める必要がある。また、家庭、学校、地域社会が一体となって、問題行動の未然防止と青少年の保護育成に向けた諸活動を推進する。

9 健全育成

青少年の健全育成を図り、未来を担う世代の成長を支えることを目的として、青少年団体や多世代交流につながるグループ・サークルの育成を進めるとともに、活動の活性化や指導者・担い手の確保に努める。また、行政・関係機関と連携した青少年育成村民会議の組織や活動の充実を通じて、地域全体で子どもを支

える体制を強化する。

10 人権教育

村人権教育研究協議会の組織拡充に努めると共に、人権が尊重される社会の実現を目指して、委員、職員の資質と指導力の向上を目的とした研修会を計画的に実施し共通的理解のもとに積極的な教育活動を推進する。

また、各種講座等の人権教育を明確に位置づけると共に、学習機会の拡充を図り、人権問題のための学習活動を推進する。

11 人権啓発

講演会や各種広報等による人権意識の高揚を図り、差別をなくす村民運動を推進する。

12 スポーツ振興

体力の増進とコミュニティの確立をめざし、スポーツを通じた健康増進と多世代交流の促進を目的として、すべての世代が生涯にわたって取り組めるよう、年齢や、体力に応じた種目の拡大や、ルールの簡素化等について検討する。

また、スポーツ、レクリエーションの参加を拡大するため、さなごうちスポーツクラブや関係団体との協力をもとに多世代が気軽に参加できる各種スポーツ教室、競技大会、講習会を開催する。

13 スポーツグループの育成

村スポーツ協会の組織強化を図ると共に、スポーツを通じた健康増進と多世代交流の促進を目的として、さなごうちスポーツクラブと連携することで、自発的なスポーツグループの結成を促進する。この活動を通じ、多世代の村民の交流を促し、地域活動の担い手の育成につながるスポーツ、レクリエーション活動を推進する。

14 スポーツ指導者

専門的技術を身につけた熱意ある指導者を養成するため、スポーツを通じた健康増進と多世代交流の促進を目的として、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等の研修を行い、専門性の向上と実践力の強化に努める。

15 スポーツ施設

本村ではこれまで小・中学校の運動場や屋内運動場の開放による併用利用と、日常生活に密着したスポーツ活動をめざして、用地借用による地域運動広場の整備に努めてきた。平成21年度には社会体育施設として、ナイター施設を備えた中央運動公園が完成し、多面的な利用から地域交流の場となっている。

また、平成30年度には、村民中央運動広場に、スポーツ集会施設整備事業として、テニスコートを整備し、中学校ソフトテニス部と社会スポーツクラブのグラウンドゴルフクラブが利用している。

今後は、スポーツを通じた健康増進と多世代交流の促進を目的として、村民の生涯学習・生涯スポーツの拠点として施設の機能充実と適正管理を継続的に進めていく必要がある。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小中学校施設整備	村	
	水泳プール	プール管理棟改修工事	村	
	その他	小学校教材備品 教材備品、図書備品等	村	
		中学校教材備品 教材備品、図書備品等	村	
		体育関連備品	村	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館改修事業 RC2階建 443㎡	村	
	体育施設	公園整備事業	村	
		村民体育館改修工事	村	
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	その他	地産地消対策事業	村	
		青年・婦人・成人・高齢者 生涯学習推進	村	
		人権教育推進	村	
		各種イベント事業	村	
		青少年自然体験推進	村	
		スポーツ振興団体助成	村	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

１０ 集落の整備

（１）現況と問題点

ア 集落機能など

本村には、一集落３戸～26戸で構成する47常会が点在しているが、人口の減少などにより、一部地域には、生産機能が著しく低下したり、相互援助を中心とした共同体活動の維持が困難になってきているところがある。

こうした小集落を拠点集落に集中することにより、新しい地域社会を育む必要があるが、当該地区の住民は、現実には不便を感じながらも、古い歴史と生活習慣や土地への根強い愛着心が強くある。また、経済的な問題もあいまって、これらを早期に解消することは困難な状況である。

平成28年11月には、「地域の生活や暮らしを守り、地域に伝わる生業・暮らし・文化・景観・コミュニティを将来の世代に継ぐこと（定款より）」を目的に、『一般財団法人さなごうち』が設置され、地域交流拠点「新家（しんや）」にて『つづくむらさなごうち』をコンセプトに移住相談や観光案内、マルシェの開催や食事の提供等の活動を行っている。

（２）その対策

ア 集落機能など

今後、近年の核家族化の増大、近隣市町からの流入を含め、定住促進住宅や分譲住宅地などを整備し過疎化防止の一助とする。また、集落の維持・活性化を図るため、集落支援員の地域への配置、地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊などの外部の人材の活用、「新家」での活動や大学や民間団体等との連携など創意工夫を凝らした取り組みにより、地域の活性化を図っていく。

地域住民の連帯意識の向上と愛着心を養い、地域づくりを推進するために、地域づくりを支える多様な人材を育む環境づくりや自然環境や農業など地域と共に新たな価

値を創造し未来を切り拓く人づくりを推進する。また、集落内や集会施設の生活環境整備及び循環的な道路の整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		定住促進住宅整備事業	村	
		定住促進住宅用地等造成事業	村	
		集落ネットワーク圏形成支援事業	村	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備			
		地方創生事業(横展開)	村	
		村づくり住民活動事業	村	
		各種ワークショップの実施	村	
		自治振興交付金	村	
		集落等活性化補助金	村	
		新築等支援事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化の振興等の方針

本村に伝えられる伝統文化の保存、郷土芸能、伝統工芸の技術保存、伝承など、潜在的に継承されている地域文化の再興は、村の資源を重視する観点から、これまで以上に重要性を増している。

村民自ら生きがいと精神の豊かさや潤いを求めて、日常生活の中で美術、音楽、演劇、舞踏、読書活動、民俗芸能など、個人としてあるいは団体、グループを通じてその活動が展開されている。

このため、芸術文化創造への多様な活動を、村民生活の中にさらに定着させ、充実させるための施策や、組織育成が必要である。また、文化活動振興の環境整備を、村民の総意において促進することが必要である。

史跡等文化財や生活民具などの民俗文化財も郷土の歴史と文化を知るうえで貴重な遺産であり、今後の保護管理を強化することによって次代に引継ぐ責務がある。

(2) その対策

ア 地域文化の環境整備と人材育成

郷土が育んだ伝統芸能や祭礼行事あるいは技術等を後世に伝えるため、その保存者や保存団体への援助と共に、村民の協力と認識を高めることにより、保存の奨励に努め、次代への継承と活用を図る。

郷土の歴史、文化、自然に対する正しい理解と愛情を育むと共に、新しい文化創造を進めるために、必要な民俗資料展示室や図書館の整備、村民多数を収容できる文化施設の設置を検討していくものとする。加えて、村民が文化活動を活発化するため、公民館等の社会教育施設の充実を促進する。

地域住民の自主的な文化活動に対し、行政は側面的な支援に努めると共に、文化協会や公民館活動、地域組織との連携を深め、芸術文化に関する各種学級、講座を充実させ、指導者やリーダーの養成を進める。

また、本村における村の資源としての文化財等を把握するため、文化財調査、収集整理、記録等を計画的に実施し、その継承と振興に努める。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興			
		地域文化活動助成	村	
		域学連携事業	村	
		伝統文化継承保存事業	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

人類に生活の利便性や豊かさをもたらした世界規模での工業化の進展は、一方で、エネルギーの消費の増大による地球の温暖化や資源の枯渇、生物の多様性の減少といった深刻な地球環境問題を引き起こしている。

とりわけ、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、豪雨や猛暑などの異常気象の頻発といった自然災害のリスクの増大が差し迫った課題として憂慮されているほか、世界的な人口増加や新興国の経済成長などと相まって、水不足や食糧不足なども懸念されている。また、海面上昇による居住地域の減少や、熱中症・感染症の増加などの影響が生じつつあり、温室効果ガスの削減は、人類共通の喫緊の課題となっている。

本村では、平成27年度に新府能発電所建設工事を完了し売電を開始している。新府能発電所は、水田用水補給と畑地灌漑を目的とした農業用水を有効利用した発電を行っている。売電益については農業振興などの事業に充てる事により、農業用施設と一体となった維持・管理体制を構築し、農村地域の活性化に繋げている。

(2) その対策

平成27年12月に採択されたパリ協定では、国際的な気候変動への対応として、『全世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること』として、世界の多くの国々が「脱炭素社会」の実現に向けた取組みを加速させている。

引き続き、再生可能エネルギーの普及・拡大のため、太陽光発電や、小水力発電施設など、本村の地域特性にあった再生可能エネルギーの施設整備を推進する。

小水力発電施設については、新府能発電所の下段に発電施設整備に有効な立地箇所があるものの、四国電力の送電線の容量オーバーにより、事業化に至っていない。

今後は、四国電力との協議を行い事業実施に向けた取組みを行い、地域資源を活かしたクリーンエネルギーの地産地消を促進する。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギー の利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギーの導入	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

1 3 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 小さな拠点など

本村にはワンストップ可能な立ち寄り施設が無く、観光案内機能や物産販売などの展開が充分ではない。

本村の核となる役場新庁舎と消防センターが令和3年3月より供用開始した。平時においては行政サービスの拠点及び村民交流や村民参画の推進拠点として災害発生時には災害対応の拠点としての役割を果たしている。

また、平成28年11月に本村が設立した一般財団法人さなごうちの活動拠点として、村内の空き店舗を改修して平成29年6月より『地域交流拠点 新家（しんや）』がオープンした。『つづくむらさなごうち』をコンセプトに新家が本村と村外の人との交流を生みながら、地域の拠点として運用していく。

(2) その対策

ア 小さな拠点など

空き家、空き店舗の活用整備のほか、役場庁舎などを小さな拠点として検討する。また、既存の移住交流支援センターの機能は、『地域交流拠点 新家（しんや）』に移行し、その中に移住相談窓口を開設した。移住コーディネーターを設置し、空き家などの遊休不動産の確保をしながら、I・U・J・孫ターンなどの移住希望者のほか、村外へ転出しようとしている方へも空き家の利活用を勧めていく。さらに、新たに嵯峨地区に「多目的地域交流施設」を設置し、令和4年度より利活用を推進している。

厳しい財政状況ではあるが、限られた財源の投資効果や村民の利便性の向上を図る必要性などを総合的に判断し、グランドデザインに取り組む。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事 項	新たな拠点施設の整備			
		新たな拠点施設の整備	村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

佐那河内村公共施設等総合管理計画において、建築後30年以上経過している建物については、改修の必要性および計画、耐震化・長寿命化等の対応などの対策と、それにかかる経費と、その費用が発生するタイミングを把握し、今後の方針について決定する必要がある。これに伴い、施設等の整備を行う場合は、必要に応じて本計画を変更する等、公共施設等総合管理計画等に則って対応を図るものとする。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	人材育成	緑のふるさと協力隊連携事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		地域おこし協力隊連携事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	第1次産業	作物苗木導入助成事業 (みかん、すだち、柚)	J A	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	商工業・6次産業化	農商工連携事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	その他	強い農業づくり事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		有害鳥獣処理事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		隣地明確化事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		さくらもいちご栽培振興プロジェクト	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		無料職業紹介事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		果樹アグリスクール事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		ふれあいまつり事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		シニア世代経営開始支援給付金事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		移住等新規就農者経営確立支援事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	公共交通	公共交通移動支援	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		デマンド型交通等交通政策事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	交通施設維持	橋梁長寿命化修繕計画	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		トンネル長寿命化修繕計画	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
	その他	情報通信サービス利用料	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	生活	小松島市外三町村衛生組合 処理経費負担金	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。
		住宅リフォーム補助事業	村	地域の持続的発展に 資する事業で効果が 一過性でない。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	児童福祉・児童の健全育成特別保育事業（地域交流事業）	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		学童保育事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		子ども子育て支援事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		子どもはぐみ医療事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		乳幼児等日用品支給事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		不妊治療支援事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		児童福祉・児童の健全育成わんぱく教室開設事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		放課後子ども教室事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		出産・子育て応援交付金事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
	高齢者・障害者福祉	地域支援事業 包括的支援事業 (地域包括支援センター運営事業)	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		長寿社会づくり シルバー人材センター事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		介護予防・ 生活支援事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		生きがい対策事業 老人クラブ助成事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		生きがい対策事業 敬老会・敬老年金事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		地域福祉推進事業 外出支援事業等	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		老人医療の充実 重度心身障がい者医療助成事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		ほのぼの介護手当給付事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		福祉手当給付事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		大人の日用品支給事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	健康増進・母子の健康事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		医療の確保 夜間休日診療所委託事業等	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
８ 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	その他	地産地消対策事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		青年・婦人・成人・高齢者生涯学習推進	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		人権教育推進	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		各種イベント事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		青少年自然体験推進	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		スポーツ振興団体助成	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
９ 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	集落整備	地方創生事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		村づくり住民活動事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		各種ワークショップの実施	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		自治振興交付金	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		集落等活性化補助金	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		新築等支援事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	地域文化振興	地域文化活動助成	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		域学連携事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
		伝統文化継承保存事業	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業			
	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギーの導入	村	地域の持続的発展に資する事業で効果が一過性でない。

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	馬越線 L= 300 W= 7.0	村	
		栗見坂線 L= 300 W= 5.0	村	
		中央線 L= 300 W= 5.0	村	
		大川原本線 L= 200 W= 5.0	村	
		尾境線 L= 300 W= 5.0	村	
		東山線 L= 1,000 W= 4.0	村	
		馬越支線 L= 300 W= 5.0	村	
		奥野々線 L= 200 W= 5.0	村	
		根郷線 L= 100 W= 5.0	村	
		大川原線 L= 100 W= 5.0	村	
		中畑線 L= 200 W= 5.0	村	
		明見谷線 L= 200 W= 5.0	村	
		井開支線 L= 200 W= 5.0	村	
		共栄線 L= 100 W= 5.0	村	
		丸田中央線 L= 300 W= 5.0	村	
		谷内線 L= 100 W= 5.0	村	
		秋城本線 L= 300 W= 5.0	村	
		共栄上線 L= 100 W= 5.0	村	
		墓ノ久保線 L= 300 W= 5.0	村	
		碁盤石線 L= 1,000 W= 5.0	村	
		仁井田線 L= 100 W= 5.0	村	
		徳円寺線 L= 1,000 W= 5.0	村	
		大川原あじさい線 L= 100 W= 5.0	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	大川原高原支線 L= 100 W= 5.0	村	
		栗見坂本線 L= 200 W= 5.0	村	
		東丸線 L= 200 W= 5.0	村	
		平間線 L= 100 W= 5.0	村	
		御間津線 L= 200 W= 5.0	村	
		菅沢線 L= 200 W= 5.0	村	
		府能日ノ地線 L= 200 W= 4.0	村	
		奥川股本線 L= 500 W= 4.0	村	
		蝮塚南線 L= 200 W= 4.0	村	
		朝宮西線 L= 200 W= 4.0	村	
		和協線 L= 300 W= 4.0	村	
		馬越中線 L= 300 W= 4.0	村	
		鋳谷線 L= 300 W= 5.0	村	
		馬越西線 L= 300 W= 5.0	村	
		井開北線 L= 200 W= 3.0	村	
		キビジリ線 L= 500 W= 4.0	村	
		長田北山線 L= 300 W= 5.0	村	
		西府能線 L= 100 W= 4.0	村	
		尾尻上線 L= 300 W= 5.0	村	
		井開線 L= 500 W= 5.0	村	
		車田線 L= 100 W= 3.0	村	
		戎浦線 L= 500 W= 4.0	村	
		寺谷環状線 L= 300 W= 5.0	村	
		横坂線 L= 300 W= 3.0	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	根郷影線 L= 200 W= 5.0	村	
		戎浦支(2)線 L= 300 W= 4.0	村	
		尾境北線 L= 200 W= 4.0	村	
		前坂線 L= 200 W= 4.0	村	
		奥ノ谷線 L= 300 W= 4.0	村	
		下野線 L= 300 W= 4.0	村	
		矢ノ谷線 L= 300 W= 4.0	村	
		寺谷堤防線 L= 200 W= 4.0	村	
		寺谷山線 L= 200 W= 5.0	村	
		菅沢堤防連絡(1)線 L= 200 W= 4.0	村	
		鋏谷支(2)線 L= 100 W= 3.0	村	
		鋏谷山線 L= 200 W= 4.0	村	
		鋏谷頂上線 L= 300 W= 4.0	村	
		鋏谷東線 L= 200 W= 3.0	村	
		横坂雷線 L= 100 W= 3.0	村	
		横坂頂上線 L= 100 W= 3.0	村	
		尾尻中線 L= 300 W= 4.0	村	
		大宮前線 L= 200 W= 4.0	村	
		中津線 L= 300 W= 4.0	村	
		ドフドフ原頂上線 L= 300 W= 4.0	村	
		日浦線 L= 300 W= 4.0	村	
		根郷影支線 L= 300 W= 4.0	村	
		根郷開拓線 L= 300 W= 4.0	村	
		根郷川添線 L= 200 W= 4.0	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	根郷開拓支(1)線 L= 200 W= 4.0	村	
		根郷開拓支(2)線 L= 100 W= 3.0	村	
		根郷開拓支(3)線 L= 100 W= 4.0	村	
		芝生線 L= 200 W= 4.0	村	
		芝野山線 L= 200 W= 3.0	村	
		田野々堤防線 L= 100 W= 3.0	村	
		菅沢裏山線 L= 100 W= 3.0	村	
		菅沢上線 L= 200 W= 4.0	村	
		開拓1号線 L= 200 W= 4.0	村	
		モノミ石線 L= 300 W= 4.0	村	
		開拓2号線 L= 300 W= 4.0	村	
		モノミ石上線 L= 100 W= 4.0	村	
		御間津下(2)線 L= 200 W= 4.0	村	
		田野々線 L= 200 W= 3.0	村	
		山神線 L= 100 W= 3.0	村	
		山神上線 L= 100 W= 3.0	村	
		龍淵山線 L= 200 W= 4.0	村	
		中溝線 L= 200 W= 4.0	村	
		丸田頂上線 L= 300 W= 4.0	村	
		大西線 L= 300 W= 4.0	村	
		丸田中溝連絡線 L= 100 W= 3.0	村	
		御間津前山線 L= 100 W= 3.0	村	
		モノミ石東線 L= 200 W= 4.0	村	
		下嵯峨支(3)線 L= 200 W= 4.0	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	天狗線 L= 300 W= 4.0	村	
		平間下線 L= 300 W= 4.0	村	
		丸田開拓線 L= 100 W= 4.0	村	
		日ノ浦線 L= 200 W= 4.0	村	
		尾尻中央線 L= 200 W= 5.0	村	
		赤釜下線 L= 100 W= 3.0	村	
		田野々西線 L= 100 W= 3.0	村	
		田野々上線 L= 200 W= 4.0	村	
		中分中央線 L= 200 W= 4.0	村	
		東内線 L= 300 W= 4.0	村	
		東内上線 L= 300 W= 4.0	村	
		明見谷上線 L= 100 W= 3.0	村	
		明見谷中線 L= 200 W= 4.0	村	
		明百連絡線 L= 200 W= 4.0	村	
		明見谷中支(1)線 L= 300 W= 4.0	村	
		明見谷中支(2)線 L= 300 W= 4.0	村	
		明見谷中支(4)線 L= 100 W= 4.0	村	
		宮本上線 L= 200 W= 4.0	村	
		明見谷平尾線 L= 200 W= 4.0	村	
		ひよの谷線 L= 100 W= 3.0	村	
		丸田頂上連絡線 L= 100 W= 3.0	村	
		墓ノ久保連絡線 L= 200 W= 4.0	村	
		ウチウ線 L= 200 W= 3.0	村	
		ウチウ下線 L= 300 W= 3.0	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	キビジリ下線 L= 100 W= 4.0	村	
		下田線 L= 200 W= 4.0	村	
		大ぞう線 L= 100 W= 3.0	村	
		父の久保線 L= 100 W= 3.0	村	
		瀧バタ上線 L= 200 W= 3.0	村	
		阿ら田線 L= 200 W= 3.0	村	
		阿ら田上線 L= 300 W= 3.0	村	
		阿ら田山線 L= 100 W= 3.0	村	
		東小西線 L= 200 W= 3.0	村	
		東山裏山線 L= 100 W= 3.0	村	
		東山下線 L= 100 W= 3.0	村	
		東山本線 L= 200 W= 4.0	村	
		シンジョ線 L= 200 W= 3.0	村	
		大蔵線 L= 300 W= 3.0	村	
		大蔵上線 L= 100 W= 3.0	村	
		馬地線 L= 200 W= 3.0	村	
		浦田線 L= 100 W= 3.0	村	
		大蔵中線 L= 100 W= 3.0	村	
		ウチウ上線 L= 200 W= 3.0	村	
		追野線 L= 200 W= 3.0	村	
		追野上線 L= 300 W= 3.0	村	
		尾尻開こん線 L= 100 W= 4.0	村	
		影線 L= 200 W= 3.0	村	
		馬木谷線 L= 100 W= 3.0	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	馬木谷下線 L= 100 W= 3.0	村	
		小川線 L= 200 W= 3.0	村	
		野田線 L= 200 W= 3.0	村	
		栗見坂中線 L= 300 W= 3.0	村	
		栗見坂下線 L= 100 W= 3.0	村	
		南林上線 L= 200 W= 3.0	村	
		徳円寺下線 L= 100 W= 3.0	村	
		栗見坂北線 L= 100 W= 3.0	村	
		下中辺東線 L= 200 W= 3.0	村	
		下中辺線 L= 200 W= 3.0	村	
		平地日ノ地線 L= 300 W= 3.0	村	
		井開東線 L= 100 W= 4.0	村	
		北山線 L= 200 W= 3.0	村	
		北山日の地線 L= 100 W= 3.0	村	
		北山弓折線 L= 100 W= 3.0	村	
		北山日の地下線 L= 200 W= 3.0	村	
		マナガ平線 L= 200 W= 3.0	村	
		追上線 L= 300 W= 3.0	村	
		追上連絡線 L= 100 W= 3.0	村	
		追上頂上線 L= 100 W= 3.0	村	
		平地中央線 L= 100 W= 3.0	村	
		青蓮寺線 L= 200 W= 3.0	村	
		南浦線 L= 200 W= 3.0	村	
		平地影線 L= 300 W= 3.0	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	石仏東線 L= 100 W= 3.0	村	
		西浦開拓線 L= 100 W= 3.0	村	
		南浦支線 L= 100 W= 3.0	村	
		牧犢本線 L= 200 W= 3.0	村	
		桃山線 L= 200 W= 3.0	村	
		桃山大田原線 L= 300 W= 3.0	村	
		平地育水線 L= 100 W= 4.0	村	
		蝮塚本線 L= 200 W= 3.0	村	
		蝮塚中央線 L= 100 W= 3.0	村	
		蝮塚連絡線 L= 100 W= 3.0	村	
		蝮塚峠線 L= 200 W= 3.0	村	
		白尾観音線 L= 200 W= 3.0	村	
		白尾線 L= 300 W= 3.0	村	
		蝮塚奥野々連絡線 L= 100 W= 3.0	村	
		大田原線 L= 300 W= 4.0	村	
		奥野々下線 L= 100 W= 3.0	村	
		蝮塚東線 L= 200 W= 3.0	村	
		大田原東線 L= 200 W= 3.0	村	
		稗切線 L= 100 W= 3.0	村	
		稗切上線 L= 100 W= 3.0	村	
		一本杉線 L= 100 W= 3.0	村	
		温丸線 L= 100 W= 3.0	村	
		温丸上線 L= 100 W= 3.0	村	
		大黒堤防線 L= 100 W= 3.0	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	大黒南線 L= 100 W= 3.0	村	
		秋城線 L= 300 W= 4.0	村	
		秋城南線 L= 100 W= 3.0	村	
		谷線 L= 200 W= 3.0	村	
		中山谷線 L= 100 W= 3.0	村	
		三ツ谷上線 L= 100 W= 3.0	村	
		田中西線 L= 100 W= 3.0	村	
		黒河中山線 L= 100 W= 3.0	村	
		府能中山線 L= 100 W= 3.0	村	
		府能中山支(2)線 L= 100 W= 3.0	村	
		影浦線 L= 300 W= 4.0	村	
		高鉾線 L= 100 W= 3.0	村	
		中尾上線 L= 200 W= 3.0	村	
		玉ノ木谷線 L= 100 W= 3.0	村	
		奥川股線 L= 100 W= 3.0	村	
		遠野線 L= 300 W= 4.0	村	
		野神原線 L= 100 W= 4.0	村	
		中尾線 L= 200 W= 3.0	村	
		旭ヶ丸線 L= 300 W= 4.0	村	
		旭ヶ丸支線 L= 100 W= 3.0	村	
		大川原高原線 L= 500 W= 4.0	村	
		府能日ノ地上線 L= 100 W= 3.0	村	
		元山槻地線 L= 500 W= 3.0	村	
		西ノハナ線 L= 160 W= 6.5	村	

(別 表)

事業詳細計画(市町村道・橋りょう・農道) (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	旭ヶ丸連絡線 L= 1,000 W= 5.0	村	
		御間津山線 L= 100 W= 3.0	村	
		山神上支線 L= 100 W= 3.0	村	
		御間津山支線 L= 100 W= 3.0	村	
		中尾谷線 L= 100 W= 5.0	村	
		西ノハナ支線 L= 100 W= 3.5	村	
		菅沢連絡線 L= 100 W= 3.0	村	
		馬越南線 L= 100 W= 2.0	村	
		馬越支(1)線 L= 100 W= 3.5	村	
		中畑中央線 L= 100 W= 4.0	村	
	橋りょう	中央橋(馬越線) L= 29.0 W= 5.0	村	
		千古屋橋(中央線) L= 10.0 W= 3.2	村	
		井開橋(白尾観音線) L= 15.6 W= 2.5	村	
		高橋(幸田川添線) L= 18.7 W= 3.7	村	
		相合橋(丸田中央線) L= 24.2 W= 3.6	村	
		田中西橋(田中西線) L= 11.1 W= 2.6	村	
		丸田橋(ウチウ下線) L= 22.0 W= 1.7	村	
		尾境橋(尾境線) L= 48.6 W= 5.0	村	
		玉ノ木谷橋(中央線) L= 16.0 W= 3.5	村	
		平地橋(南浦線) L= 33.0 W= 4.3	村	
		栗見坂大橋(馬木谷線) L= 22.1 W= 3.0	村	
		東丸橋(東丸線) L= 22.0 W= 4.3	村	
		中分橋(下田線) L= 18.1 W= 3.7	村	
		中溝橋(瀧バタ線) L= 18.9 W= 4.1	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 橋りょう	野神原橋(野神原線) L= 18.7 W= 4.5	村	
		下井橋(奥川股本線) L= 9.1 W= 2.0	村	
		谷橋(田中西線) L= 11.2 W= 3.5	村	
		幸田第1号橋(幸田川添線) L= 14.5 W= 2.5	村	
		尾尻橋(尾尻中央線) L= 63.4 W= 4.3	村	
		嵯峨橋(共栄線) L= 23.0 W= 4.0	村	
		御所橋(御間津線) L= 29.0 W= 4.0	村	
		前坂橋(前坂線) L= 40.0 W= 2.0	村	
		寺谷橋(寺谷堤防線) L= 22.0 W= 2.0	村	
		滝ノ宮橋(田野々線) L= 21.1 W= 2.1	村	
		八波田橋(大宮前線) L= 19.2 W= 2.1	村	
		中津橋(山神線) L= 19.7 W= 2.4	村	
		一里松橋(馬越中線) L= 27.8 W= 4.0	村	
		中辺橋(平地中央線) L= 25.8 W= 4.5	村	
		新開橋(追上線) L= 31.0 W= 6.0	村	
		中畑橋(中畑中央線) L= 19.5 W= 5.2	村	
		露ノハナ橋(滝バタ下線) L= 16.8 W= 2.6	村	
		蘭東橋(尾境北線) L= 33.3 W= 2.7	村	
		下田橋(キビジリ下線) L= 22.5 W= 4.2	村	
		滝見橋(徳田寺線) L= 34.4 W= 4.5	村	
		影浦橋(影浦線) L= 14.5 W= 5.0	村	
		田中橋(秋城本線) L= 14.5 W= 5.0	村	
		菅沢大橋(菅沢連絡線) L= 125.5 W= 5.0	村	
		仁井田橋(野神原線) L= 18.2 W= 7.0	村	

(別 表)

事業詳細計画 (市町村道・橋りょう・農道) (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 橋りょう	日浦橋(根郷影線) L= 18.0 W= 4.0	村	
		カミヤ橋(根郷影支線) L= 16.0 W= 4.0	村	
		奥川橋(井開線) L= 18.0 W= 4.7	村	
		出合橋(奥野々線) L= 11.8 W= 6.9	村	
		根郷橋(根郷線) L= 8.4 W= 4.0	村	
		ドフドフ原下橋(根郷線) L= 9.0 W= 3.5	村	
		平地2号橋(谷内線) L= 11.0 W= 4.0	村	
		栗見坂橋(栗見坂線) L= 12.0 W= 7.0	村	
		中尾小橋(秋城本線) L= 6.0 W= 3.5	村	
		御所中橋(菅沢線) L= 5.8 W= 3.6	村	
		戎浦1号橋(戎浦線) L= 5.1 W= 3.0	村	
		戎浦3号橋(戎浦支(3)線) L= 5.8 W= 2.9	村	
		菅沢下橋(菅沢堤防連絡(4)線) L= 5.5 W= 2.5	村	
		谷内2号橋(牧犢本線) L= 5.0 W= 2.6	村	
		中浦橋(大影線) L= 9.3 W= 2.5	村	
		かげじ橋(根郷影線) L= 10.0 W= 3.7	村	
		梶畑橋(日浦線) L= 5.7 W= 3.1	村	
		大西浦橋(根郷支(2)線) L= 6.5 W= 2.5	村	
		馬谷橋(根郷開拓線) L= 7.8 W= 3.0	村	
		田野々橋(田野々線) L= 5.3 W= 3.1	村	
		明見谷下橋(明見谷線) L= 7.5 W= 8.6	村	
		明見谷橋(明見谷平尾線) L= 12.5 W= 4.0	村	
		日世野橋(ひよの谷線) L= 10.5 W= 2.6	村	
		栗見橋(徳円寺線) L= 5.0 W= 3.5	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 橋りょう	杖立下橋(徳田寺線) L= 12.6 W= 3.6	村	
		カラ谷橋(カラ谷下線) L= 11.0 W= 3.2	村	
		犢牧橋(牧犢本線) L= 8.1 W= 3.5	村	
		井開潜水橋(幸田川添東線) L= 12.5 W= 2.0	村	
		幸田第2号橋(幸田連絡線) L= 12.2 W= 3.0	村	
		音羽橋(蝮塚南線) L= 12.6 W= 3.8	村	
		東尾橋(大田原線) L= 6.7 W= 3.2	村	
		大田原1号橋(大田原線) L= 7.1 W= 4.0	村	
		北山橋(田中東線) L= 12.1 W= 2.1	村	
		中山橋(黒河中山線) L= 8.5 W= 3.0	村	
		桜橋(井開支線) L= 11.7 W= 1.7	村	
		西鉾下橋(奥川股本線) L= 8.4 W= 1.7	村	
		七軒小橋(馬木谷下線) L= 8.6 W= 3.0	村	
		野神原中橋(野神原線) L= 8.5 W= 4.1	村	
		大西浦橋(根郷影支線) L= 12.6 W= 4.0	村	
		無名橋(基盤石線) L= 8.5 W= 5.0	村	
		府能橋(井開線) L= 14.0 W= 4.8	村	
		井開中橋(井開支線) L= 2.9 W= 4.8	村	
		長山東橋(中央線) L= 3.0 W= 4.5	村	
		赤釜橋(赤釜線) L= 2.4 W= 3.6	村	
		久保西橋(久保井西線) L= 3.2 W= 3.1	村	
		大田原2号橋(大田原線) L= 4.0 W= 2.6	村	
		仕出橋(東山線) L= 2.8 W= 4.1	村	
		井開北橋(北山日の地線) L= 4.5 W= 3.0	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道	府能トンネル(井開線) L= 89.9 W= 4.3	村	
	その他			
	(2) 農道			
		東部広域農道 L= 750 W= 5.0	村	
		広域関連農道 L= 500 W= 5.0	村	
		下野農道 L= 150 W= 4.0	村	
		遠野線 L= 200 W= 4.0	村	
		丸田開拓線 L= 100 W= 4.0	村	
		丸田頂上線 L= 200 W= 4.0	村	
		幸田線 L= 200 W= 4.0	村	
		御間津前山線 L= 200 W= 4.0	村	
		下中辺東線 L= 100 W= 4.0	村	
		谷線 L= 300 W= 4.0	村	
		北山日ノ地線 L= 200 W= 4.0	村	
		大田原線 L= 400 W= 4.0	村	
		田野々線 L= 400 W= 4.0	村	
	(3) 林道			
	林道	奥野々線 L= 300 W= 4.0	村	
		ひえばり線 L= 200 W= 3.6	村	
		根郷線 L= 100 W= 3.0	村	
		府能線 L= 300 W= 4.0	村	
		大川原旭丸線 L= 400 W= 4.0	村	
	橋りょう	無名橋(奥野々線) L= 7.5 W= 6.8	村	
		ひえばり1号橋(ひえばり線) L= 10.0 W= 4.8	村	
		ひえばり2号橋(ひえばり線) L= 16.5 W= 4.7	村	

(別 表)

事業詳細計画（市町村道・橋りょう・農道）（令和８年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		無名橋(松ケ多尾線) L= 6.0 W= 4.4	村	
		無名橋(府能線) L= 13.0 W= 8.3	村	